

平成24年第3回大仙市議会定例会会議録第2号

平成24年9月10日（月曜日）

議事日程第2号

平成24年9月10日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（28人）

1番 藤田君雄	2番 佐藤文子	3番 後藤健
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 茂木隆	8番 小山緑郎	9番 小松栄治
10番 富岡喜芳	11番 佐藤清吉	12番 石塚柏
13番 金谷道男	14番 大野忠夫	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄
19番 大山利吉	20番	21番 高橋幸晴
22番 本間輝男	23番 橋本五郎	24番
25番 橋村誠	26番 佐藤孝次	27番 武田隆
28番 千葉健	29番 竹原弘治	30番 鎌田正

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	老松博行	教育長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	元吉峯夫

企 画 部 長	小 松 辰 巳	市 民 部 長	山 谷 勝 志
健 康 福 祉 部 長	佐々木 昭	農 林 商 工 部 長	高 橋 豊 幸
建 設 部 長	田 口 隆 志	上 下 水 道 部 長	小 松 春 一
病 院 事 務 長	伊 藤 和 保	教 育 指 導 部 長	小笠原 晃
生 涯 学 習 部 長	佐 藤 裕 康	総 務 課 長	伊 藤 義 之

議会事務局職員出席者

局 長	佐々木 誠 治	次 長	竹 内 徳 幸
主 幹	堀 江 孝 明	主 席 主 査	田 口 美和子
主 査	佐 藤 和 人		

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（鎌田 正） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（鎌田 正） 本日の議事は、議事日程第 2 号をもって進めます。

○議長（鎌田 正） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に 8 番小山緑郎君。はい、8 番。

○8 番（小山緑郎）【登壇】 おはようございます。新政会の小山です。

今回は大きく 3 点について質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、農産物の販売力向上についてですけれども、私最近スーパーなどを回ってみまして、県外産の農産物の多さに気付きます。

農産物と言っても様々ありますが、野菜、果樹、畜産の肉類等、特に野菜類を見てみますと、生産において量、また、産地においての適・不適地等あると思いますが、地元産のもの、例えば枝豆、ホウレンソウ、アスパラ等は結構地場産のものがありますけれども、それ以外は少ないというか、ナス、キュウリ、トマト、葉もの野菜等、あまり見られません。確かに一部には地産地消を全面的に打ち出しているスーパーもありますけれども、年間を通して量を確保できない面なのか、また、価格が合わない面な

のか、生産量が間に合わないのか、農業県として寂しい感じがいたします。

幸い、我が市には直売所が多くあり、売り上げも伸びているように聞きます。地元産100%であり、努力の跡が伺えます。直売所の良いところは、やはり何と言っても安心・安全に加え、生産者の顔が見えるからであります。大仙市が基幹産業を農業として捉えていくためには、今後、生産量のある程度確保して販売強化に努めていくことが大切であると思いますが、いかがでしょうか。

また、肉類についても外国産が多く、オーストラリア産、アメリカ産もようやく牛肉も流通なろうとしておりますけれども、国産のものがあるとしても表示が「国産」とかしか表示していなくて、どこの県のものなのかわかりません。「大仙市産」とか、例えば「由利産」とか「羽後牛産」とか地域のブランドを活かした販売商品が見えていないのが現状であります。これもやはり仕入れの価格面なのか、また、生産量として足りていないのか、対応できていないのか、様々な理由があると思いますが、これも農業県として非常に寂しい感じがしております。

いま一つスーパー等への切り込みが不足しているのではないかと思います、いかがでしょうか。

そうした中で農産物の販売先は、大仙市産としてですけれども、県内が多いのか県外にもどれだけ出ているのか、どちらが多いのか、また、今後の動向はどうなのか、大型店を含めた商品等の売り上げ状況はどうか、今後の計画、また、売り込みについてどう考えておられるのか伺いたしたいと思います。

次に、首都圏への販売強化について伺います。

県でもアンテナショップ等いろいろな方策を考えながら販売向上に努めていることは良いことだと思います。しかし、本当に生き残りをかけた農業を目指していくためには、やはり商品だけの陳列だけでなく、人も派遣して生産者が直接消費者と対面した販売力向上に結びつけていくことが不可欠だと思います。消費者の需要・要望を生産団体へ発信して生産していただくような仕組み、また、食味・品質等、情報、販売者が直接消費者と接することで生産意欲にもつながっていきますし、心の通った生産・販売体制につながっていくことと思います。農業法人団体、また、集落団体等、バックアップしながら、一体化した販売体制が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

私は、そうした企業・団体を育てていくのも行政の役目だと思います。JAと協力して農業法人、または集落団体とタイアップして首都圏へ、スーパーというか店舗、私の

考えでは仮称ですけれども大仙まると市場のようなものを設けて販売力向上に努めていく努力、そうした攻めの農業といたしますか、攻めの方策もこれからは必要と思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、今の質問と連動しますけれども、首都圏近郊も含めて、これも農業法人、J A 等々の協力をしながらですけれども、定期的に物産展を開催してみてもはどうでしょうか。農産物をはじめとする全般、また、グッズ等含めて、定期的に場所を移動しながら行い、地域の情報、また、状況を見ながら先程の店舗の情報に活かしていければよいことだと思います。このことに関しては、特に各地区のふるさと会のメンバーから協力いただき、各市町村のふるさと会のメンバーには要職に就かれていた人がたくさんおります。協力をいただきながら開催してみてもいかがかと思えます。そして、開催場所も市街地よりも、やはり住宅地、団地等、そういう場所を主体に開催してみると反響も大きいし、購買力が多いと思えます。そうした食も含めた定期的な大仙まると物産展のような開催も今後必要と思えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 1 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 小山緑郎議員の質問にお答え申し上げます。

質問の農産物の販売力向上についてであります。はじめに販売先につきましては、市内農産物の多くを扱う J A 秋田おばこによりますと、大仙市の振興作物である枝豆は県内 4 %、県外 9 6 %、アスパラガスは県内 6 5 %、県外 3 5 %であり、これらを含めた野菜全般につきましては、県内 3 4 %、県外 6 6 %、花きにつきましては県内 6 0 %、県外 4 0 %であり、キノコ類は県内 1 9 %、県外 8 1 %であります。

また、肉牛につきましては、屠場への出荷は概ね県内 9 0 %、県外 1 0 %となっておりますが、県内屠場で処理された枝肉の 8 0 %程度が県外へ販売されております。

今後の動向につきましては、J A では県内への出荷を増やすため、市場との連携や直接販売の拡大、量販店との直接取引の強化を図っているものの、年間を通した供給が難しいことや出荷先や市場価格の動向に左右されることから、県内への出荷割合が大幅に増えることは難しいとのことであります。

次に、大型店を含めた商店等の売り上げ状況につきましては、各商店における売上情報の把握は困難であります。地場産品を取り扱います 2 3 カ所の農産物直売所や大型店内の直売コーナー、いわゆるインショップの売り上げは年々増加しており、加工品を含めました 2 3 年度の売上高は約 4 億 2, 0 0 0 万円となっております。

次に、今後の計画につきましては、ＪＡが行う直接販売の拡大、量販店への販促活動の強化、農産物加工所・インショップ・学校給食センターなどへの地場産野菜の販売強化と加工品を含めた商品開発等について、市としても積極的に支援してまいります。

また、大仙市内の農業・商業・観光部門が連携し、地域情報の共有を図りながら、市の地域資源であります安全・安心な農畜産物や加工品の情報を積極的に発信し、その販売に寄与してまいりたいと考えております。

次に、首都圏の販売強化につきましては、農産物の安全・安心に対する意識が特に強まっていることから、ＪＡではこれまでも増して首都圏の大手スーパーなどの販路を拡大するため、園芸振興連絡協議会が主体となって青果物フェアを開催するなど、積極的に首都圏における販売戦略に乗り出しております。

市でも本年度、首都圏におけるイベントの情報収集やＪＡの取り組みを支援するため、５月には老松副市長が「せたがやガーデニングフェア」に出向いて情報の収集を行い、７月には久米副市長がイトーヨーカドー大森店で大仙市産農産物の紹介を行っているほか、８月には「アグリフードエキスポ」と「せたがや区民まつり」に参加し、出展者の激励と自治体間交流に向けた取り組みを行っております。

また、１１月には千葉県柏市においてＪＡが「しいたけフェア」を開催することから、大仙市産しいたけを紹介するため私も参加し、首都圏消費者との交流の機会を持つ予定にしております。

首都圏の巨大な消費地に大仙市農産物の流通経路を確保することは非常に魅力はありますが、市が首都圏に直営店舗等を設けて販売することは難しい課題も多くあることから、これまで築き上げてきた販路と販売ノウハウを持つＪＡと連携して販売促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、物産展の開催につきましては、大仙市の農産物や特産品を広く知っていただくための有効な手段であると捉えております。

市内８地域の首都圏ふるさと会の開催にあわせた従来の取り組みに加え、来年度は首都圏ふるさと懇話会の協力をいただき、「仮称：大仙まるごと広場」の開催を検討しております。このイベントは、物産販売やＢ級グルメ、ステージ発表などにより大仙市をＰＲし、大仙市民と首都圏在住者の相互交流を活発にして、地場産品の売り込みや観光資源の情報発信、企業取引の誘発を目指すことにしております。

この取り組みについては、内容を検討しながら継続し、とりあえず３年に１回、定期

開催してまいりたいと考えております。

また、ＪＡや農業法人などが首都圏で売り込みを図ろうとする際には、出店経費や宣伝経費などについて助成できるよう制度の構築を検討するほか、市では自治体間の交流やＰＲ活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。小山緑郎君。

○８番（小山緑郎）【登壇】 今、答弁を聞きまして、やはり野菜については結構秋田県の場合、県外の出荷がかなり多いなと思って、私も今、８０、９０％台ということでちょっとびっくりした次第ですけれども、それなりにやはり出ているのかなというのわかりました。

そうした中で、結構やっぱり私一番心配しているのは、やはり運賃・運送面なんか心配していますけれども、近い方が運賃かからないでいいのかなという感じに考えていますけれども、それなりの計画があつていいと思いますので、これからもそうした野菜生産者に対しての支援をお願いしたいと思います。

また、今、答弁の中でいろいろ首都圏への物産展の答弁ありましたけれども、そうした中でやはり定期的に行うというのは、すぐ無理かもしれませんけれども、今、消費者の動向がそういう方向に結構向いているのかなと私思います。そうした中でこの前、久米副市長、老松副市長が何か行ってきたとあつたけれども、そういった中での首都圏の感想とかつて何かどういう感じを持たれたのか、もし聞ければお願いしたいと思います。

また、特にやっぱり店舗となれば難しい面もありますけれども、いろいろ市としても農業法人の団体とかＪＡとかのいろいろな会議がこれからちょくちょく開かれると思いますので、そういう農業法人団体の意見も聞きながら、そうした中でこういった提案をしながら、何とか前向きな感じで今後、農産物、基幹産業農業としての秋田県大仙市の売り込みをお願いできればと思います。そうしたことで再質問とさせていただきます。

○議長（鎌田 正） できれば、久米副市長の、あるいは老松副市長の感想を述べていただければありがたいと思いますけれども。久米副市長。

○副市長（久米正雄） 私、７月の末と８月の初めに首都圏の方に行っております。

一つは、７月の末にはイトーヨーカドーの大森店の方にＪＡの園芸振興連絡協議会のお母さん方と一緒に行きました。その際、枝豆とか、それから大仙市産のモロヘイヤ等の販売をしましたけれども、ＪＡおばこから来た、大仙市から来たと言っても、なかなか秋田県のどこにあるのかちょっとわからない。そういう部分で、大曲の花火、大曲で

すよと言うと、ああ花火というふうなことでわかっていただけまして、そしてまた、イトーヨーカドーのそのおぼこの出店している部分の周りは、あちこちの県からの同じようなものがたくさん売られておりました。そういう際に、いかにしてこの大仙市産の農産物を売るというふうなことになりますと、やはり価格面とかいろいろあると思いますけれども、実際やはりこの食べてもらって、枝豆でもおいしいですよということで実際食べてもらう。モロヘイヤでも作り方とか実演してやるというのが効果があるなというふうなことを実践してきました。ただ単に全国に並べていっても、いろいろ本当に宮城県産あつたり長野県産あつたり熊本あつたり、キュウリでもいろいろあります。ですから、いかにしてこの地元秋田県大仙市産に手を伸ばして買ってもらえるかというふうなことを、やはりその首都圏のそのスーパーに行って、今回かなり難しいなというふうなことを思ってきましたので、やはり定期的にこういうふうなことをＪＡと連携して、やはり売り込みといいますか、そういう実演販売というふうな部分は必要だなというふうな思ってきましたし、この後やはり大仙市というふうなことを全国にいろいろなメディアとかふるさと会とかそういう部分を活用して売り込みも必要だなというふうなことを感じてきました。

それからまた、次の週に世田谷の区民まつりに行ってきましたけれども、世田谷の馬事公苑で行っておりましたけれども、これは世田谷区と交流のある自治体２７団体が地元の物産のものを持って行って販売しておりました。場所の制約がありまして、２７団体以上は難しいという話でしたけれども、毎年この辞退しているところが出ているというふうなことで、人数もかなりの人出でありました。こういう部分に出店しまして、世田谷区との交流、こちらから行っている世田谷区民になっている方もおりますので、そういうふるさと会なんかも通じて、そういう部分に出掛けていって大仙市を売り込むというのも一つの手段なのかなというふうなことを感じてきた次第です。

以上です。

○議長（鎌田 正） 小山議員、よろしいでしょうか。

○８番（小山緑郎） ありがとうございます。

○議長（鎌田 正） それでは、次に２番の項目について質問を許します。

○８番（小山緑郎） 【登壇】 そうすれば、次に、職員の待遇、配置について質問をさせていただきます。

市長はよく、大仙市も合併して８年目を迎え、ようやく一体化が見えてきたとよく言

いますが、その中でラスパイレス指数についてですが、合併当初、各旧市町村での事情もあり、それぞれの違いがあったことはやむを得ません。が、8年目を迎えて、それぞれの立場で働く職員にとって、同じ年齢・階級で、しかも同じ仕事をして給料に差があるということは、やはり働く意欲や忠誠心、業務上の住民に対するサービス、また、奉仕の精神等に様々な心の面でも違いを感じていることかもしれません。このことによって問題等発生しているわけではございませんが、私はやはり職員の意識の高揚にもつながっていくと思うし、そうした待遇を一本化にできないものか、同じ待遇にしてやるべきと考えますが、いかがでしょうか。もしできないとすれば、なぜできないのか理由をお聞かせいただきたいと思います。

また、次に、支所職員に対する評価基準について質問させていただきます。

人にはそれぞれ個人差があり、適・不適等様々あることは事実でありますけれども、例えば本庁職員ですと、同じ庁舎内にいるので職員の勤務状況、また、評価をできないわけでもなく、可能だと思いますけれども、支所の職員を評価する場合、どういう状況で確認をして評価しているのかお伺いしたいと思います。

また、昨年より機能を集約し、課を2課制にしましたが、市民サービス課、農林建設課ですが、スリム化することは良いことですが、例えば配置について各支所間バラバラであります。市民サービス課にしますと、職員の数を含めて階級についてどういう基準で配置をしておられるのか、また、人口割から見ても多いところが少なく、少ない地域で職員の数が多かったり、これは農林建設課でも言えますけれども、農家戸数も大きく違うのに職員の数、階級についてもバラバラであります。

私が言いたいのは、特に参事職の数です。住民に対する書類等、また、手続き等も減っていないのに、いろいろな会合だったり説明会だったり、業務に対する処理業務は、人口によって量も多くなってきます。また、責任、判断を必要とする会合では、住民からの質問も非常に多いわけで、ある程度のやはり説明・答弁も必要とされております。そうしたポストの職員の配置等について、どういう基準で配置しているのか疑問を感じます。少ないところの課長、参事に負担が多くかかっているのが現状であります。ただ、この質問に関しては、人道上の問題を強く聞いているわけではなく、そうした処理人数、人口に対してバラバラでありますので、どういう判断に基づき配置をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の職員の待遇、配置についてお答え申し上げます。

はじめに、ラスパイレス指数につきましては、国家公務員の給料月額を100とした場合の当該団体職員の経験年数による給料の水準を示すものでありますが、合併前の平成16年のラスパイレス指数は、旧市町村当時の事情により、最も高い団体で93.1、最も低い団体で87.7と、最大で5.4ポイントの差がありましたが、合併直後の平成17年の大仙市としてのラスパイレス指数は90.9%となったところであります。

平成18年度以降、職員の勤労意欲の向上や意識改革の観点から、毎年昇給などにより給与格差の是正に努めた結果、平成23年度にはラスパイレス指数が93.5となっており、指数の分析をしてみますと、全階層において改善が見られ、現在では概ね是正が図られたものと認識しております。

なお、これまで昇格により格差を是正したところでありますが、同じ年齢、同じ役職であっても、それまでの職務経験に差がある場合は給与が異なることとなりますので、こうした状態を解消するために特別の手立てを講ずる考えはありません。

次に、支所職員に対する評価及び参事職など責任のある役職の配置基準についてであります。

はじめに、職員の評価につきましては、本庁・支所を問わず一般職員については課長等が、課長等については部長及び支所長が評価しており、人事担当課に情報を収集させるとともに、日常的な各種協議や各地域における現場視察などの様々な機会を捉えて、職員個々の能力や勤務態度の把握に努めてきたところであります。

このことは、両副市長及び教育長においても同じように取り組んでいることから、その情報を共有し、評価しているところであります。

次に、支所の参事の配置についてであります。平成23年度に支所の体制を4課から2課に再編した際、課長の職務経験を補完する意味で、各課に1名は参事を配置することとしております。

具体的に、農林建設課で例を挙げますと、課長が農林系の経験が豊富な職員である場合には、同じ管理職として建設系における経験が豊富な職員を参事として配置しております。当然逆のパターンもありますし、市民サービス課においても同じように企画総務系と市民生活系の基準で配置しております。

なお、参事への昇格にあたっては、豊富な経験を持ち、職務に精通し、広い視野から適切な判断ができ、高い経営センスと管理能力を備えた人間性豊かな職員を登用するこ

ととしておりますが、各支所の職員の年齢構成が違うことから、参事を一様に配置することができない事情があります。

また、人員配置につきましては、事務事業の着実な推進を図るため、各課長等へのヒアリングを行い、業務量・業務内容等を勘案いたしまして適正な人事配置に努めているところであります。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

○8番（小山緑郎） ありません。

○議長（鎌田 正） それでは、次に3番の項目について質問を許します。

○8番（小山緑郎）【登壇】 それでは、3点目の質問をさせていただきたいと思います。

私もこの議会に来させていただいてから3年が経ち、4年目に入ろうとしています。その間、栗林市政を見てきて、互いに市民の負託と安心・安全を守るために活動してきました。そうした中で、この3年間は非常に災害も多く、豪雪、水害、さらには震災と、気を緩めることがなく大変だったと思います。

そうした中で、特に最近では、やはり復興支援、また、がれきの処理、いち早く対応し、県内トップを切っただけの判断は市民の皆様方からも評価を高くいただいております。

また、空き家条例も施行し、県内外からも注目を集めております。そうした他市町村にない市政判断行動については評価を得ていることと思います。

水害の対策、風害の対策、豪雪の対策、当たり前のことではありますが、それぞれ特徴を出した対応策もありました。

また、組合病院建設を核とする市街地再開発も着手し、平成26年・27年の完成を目指して進行しております。このことについては、周辺部の皆様からはあまり良い評価ではありませんけれども、駅前周辺を含めて市内、また、市内関係者からはそれなりの評価も受けていることと思います。私から見れば、栗林市政の特徴があらわされている政策の実現と思っております。

また、市政全般にわたってみましては、農業、商工業、福祉、教育面、様々ありますけれども、特に私はこの子育てに関する支援については、県内トップクラスの施策だと思っております。

そうした多くの分野での課題もまだまだたくさんあります。そうした中で、今後、国からの支援も厳しくなっていく状況の中で、少子化・高齢化率全国1番の我が県にとって、大仙市としても避けて通れない難問がたくさんあります。人口減少、雇用対策を含

め、市単独では解決できない問題も多い中、大仙市としての特徴を出し、市民の負託に応えていかなければいけません。

こうした状況下にあって、引き続き来春以降も大仙市の舵取り役として務めていかれるのか、市長の所信表明について伺いたします。

○議長（鎌田 正） 3 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 ご質問の来春の市長選への対応についてお答え申し上げます。

私は、平成 17 年 4 月、市民の負託を受け初代大仙市長として、平成 21 年 4 月には無投票で引き続き市政を担当させていただき、7 年と 5 カ月が経過しようとしております。

この間、8 市町村が合併して誕生した「大仙市」の基盤を固め、さらに市の一体感の醸成に努め、基礎固めである「黎明・確立期」から「発展・成熟期」へと歩みを進めてまいりました。

私は、市長就任以来、一貫して「市政は市民のために」を市政運営の基本理念として、市民との協働の地域づくりに努めてまいりました。

また、「市民とともに歩むまち」、「安全・安心きれいなまち」、「体力のあるまち」、「子育てのまち」、「生きがいのあるまち」の 5 つのまちづくりの理念を示し、地域農業力を結集した「日本農業を大仙市から元気に」、大仙・仙北圏域の医療を担う仙北組合総合病院の改築、少子化時代に対応した小・中学校の学校規模適正化、高齢化社会に対応した地域公共交通の確立と小規模集落コミュニティ維持など、12 のまちづくりの施策を示し、一つ一つ着実に進めてまいりました。

多くの市民をはじめ各種団体、事業所、企業並びに市議会の皆様からのご支援・ご協力をいただき、一定の成果を上げることができたと思っており、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

私は、市長就任以来、自ら各地域に赴き、できるだけ現場で市民の声を直接伺うよう努めてまいりました。職員には、常に市民の目線に立ち、現場に足を入れ、市民と一緒に汗をかくことを第一に行動するよう指導してまいりました。

市の財産である職員一人一人が能力を最大限発揮し、市民サービスに努めることにより「市民に信頼される市役所」、窓口時間の延長や総合窓口の開設、組織機構の見直しや運営改善などにより「市民が利用しやすい、開かれた市役所」づくりに努めてまいり

ました。まだまだ課題はありますが、本来あるべき市役所に一步步近づいてきていると思っております。

また、若い方が地元で安定して暮らせるよう雇用促進に努めるとともに、幼稚園・保育園の児童福祉施設、特別養護老人ホーム、老健施設などの老人福祉施設の法人化や学校給食センターの組織の見直しなどにより、一人でも多くの若者が正職員として働ける職場の整備に努めてまいりました。

大仙市の将来を担う子供を安心して産み、健やかに育てられる環境を整備していくことを重点施策として位置づけ、妊婦健診の充実、小児医療自己負担分に対する支援の充実など、全県下でも手厚い子育て支援策を実施してまいりました。

一方、大仙市は財政基盤が弱い市町村が合併したため、厳しい財政運営を余儀なくされておりますが、行政改革や人件費の抑制、第三セクターの経営改善、公共施設の見直しなどにより財政基盤の強化に取り組んでまいりました。

大仙市は間もなく地方交付税の優遇措置などの合併特例期間が終了することになりますが、将来における財政基盤を安定させるため、厳しい財政状況であります市債残高の減少、財政調整基金の積み増しに努めております。

懸案でありました大仙・仙北医療圏の中核病院であります仙北組合総合病院の改築については、地権者の方々のご理解とご協力により、市街地再開発事業という手法により事業に着手することができました。平成26年5月には新病院の開院、翌平成27年度には病院跡地への公共施設の整備等が完成し、新たなまちが誕生することになります。高齢化が進む当市にあって、病院をまちなかに残すことができ、将来においても安心して暮らせる医療環境を確保できるとともに、中心市街地の活性化に結びつくものと思っております。

このように合併以来、市政各般の事業推進により、広域的な課題を解決し、大仙・仙北圏域の中心的自治体としての役割を果たすことに努めてまいりましたが、保健・医療、福祉、介護、地域交通、小規模集落対策、農業振興、商業労政対策、観光振興、企業誘致、企業支援など、まだまだ多くの課題があると認識しております。

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、想像を絶する津波が東日本の太平洋沿岸地域に甚大な被害をもたらしました。震災は私たち日本人が忘れかけていた絆やつながり、思いやり、助け合いなどという人間社会において最も大切なことを見つめ直すきっかけとなるとともに、多くの人々がボランティアとして被災地での支援活動に参加いた

しました。

私も震災発生後、「東北の仲間」として被災地の復旧・復興が一日も早く行われるよう、支援物資の輸送や被災者受け入れ、市民ボランティアの派遣など、できる限りの支援をしてまいりました。一連の支援の延長として、被災地のがれき処理につきましては、市民の安全を第一としながらも相互扶助の気持ちで、被災地が一日も早く復興できるよう、いち早く引き受けを表明させていただきました。こうした市民と一体となった被災地への支援に対し、多くの感謝の言葉をいただいております。

私は、ボランティアの皆さんと一緒に行動させていただくとともに、何度か被災地に訪問させていただきました。一日一日と被災地は復興しようとしておりますが、震災は被災された皆さんに、永遠に消えることのない心の傷を残したものと思っております。

そして、大仙市民が安心して安全に暮らせるよう、自然災害に対する日頃からの対策、地域防災計画の見直しや自主防災組織の育成、要援護者の避難支援や避難所の強化、公共建築物等の早期耐震化など、災害に強い地域づくりを早急に進めなければならないと痛感したところであります。

私はこの地域に住む人々が、将来においても安全に安心して暮らせる郷土、未来を担う子供たちが自慢のできるふるさとの基礎を造り上げ、次の世代に引き継いでいくことが自分に課せられた責務であり、引き続き市政の舵取りに全身全霊を傾注してまいりたいと考えております。市民並びに市議会議員の皆様には、ご理解賜りますようお願いを申し上げまして、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

○8番（小山緑郎） ありません。

○議長（鎌田 正） これにて8番小山緑郎君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午前11時に再開いたします。

午前10時43分 休 憩

.....
午前11時00分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、12番石塚柏君。はい、12番。

はじめに、1番の項目について質問を許します。

○12番（石塚 柏）【登壇】 大地の会の石塚柏です。

通告に従って一般質問をさせていただきます。

はじめに、成瀬ダム並びに福部内川治水計画について質問いたします。

国土交通省は、全国のダム計画の必要性を検証しておりますが、ご承知のとおり雄物川流域の東成瀬村の成瀬ダムがその対象となっております。

再度のお尋ねになりますが、成瀬ダムの建設に対して、流域の自治体は賛成なのでしょうか、反対なのでしょうか。

次に、国土交通省は、成瀬ダムの必要性の検証結果を2011年に公表するとしてきたのですが、2012年に先送りすると発表しました。先送りした検証結果が、いつ公表になるのかおわかりでしたら教えてください。

また、検証結果の公表を先送りするとしたのは、パブリックコメントの検討に時間が必要だというのが原因と伺っております。パブリックコメントは公表が原則ですから、原因となったパブリックコメントの内容も、あわせて答弁をお願いいたします。

次に、成瀬ダムの建設による洪水調整が雄物川のハイウォーターレベル、いわゆる計画高水位に直接影響するのは当然と思いますが、丸子川の計画高水位にも影響する治水計画の内容になっているのかどうか、今後、福部内川治水事業にも関連しますので、その内容についてお尋ねいたします。

次に、秋田県が策定した福部内川治水計画についてお尋ねいたします。

福部内川に関する私の一般質問は、今回で3回目であります。これほど長く質問するとは思わなかったわけではありますが、新たな課題が出てきますので質問を続けます。

経緯について多少長くなることをご容赦をお願いいたします。

昨年6月の洪水被害が発生して以来、市当局が迅速な意思決定をされ、かつ工事を完成されました。内水排除のポンプ場の完成には、心より住民とともに感謝を申し上げるところであります。

さて、県は被害が発生して間もなく、福部内川治水計画の検討に着手し、4つの工法を比較検討した結果、堤防の嵩上げによる河川の越水の防水工法を採用したわけであります。

今年の3月21日に、県は大曲市街地洪水対策協議会に対し説明会を開催しました。この県の説明は、かいつまんで申し上げますと、右岸側の堤防の工事を先に着手し、左岸側の築堤工事は「必要に応じ堤防の嵩上げを考慮する」とした内容でありました。これに対し、大曲市街地洪水対策協議会が疑問な点を4つの質問にまとめ、これを県に提

出したわけであります。県はこの質問に対し、早速 6 月 5 日に洪水対策協議会に対し回答書を示していただきました。かなり早いペースで検討とやり取りをしたわけでございます。

その回答の内容は、洪水対策協議会の求めに応じ、右岸・左岸を同時に嵩上げをすることを回答されたのであります。このことにより、洪水対策協議会の 4 つの質問のうち 3 つは解消されたわけであります。

残った課題を申し上げますと、現在の福部内川の沿岸は、J R 奥羽本線の築堤が堤防の役割を果たしております。ところが、J R 本線を貫通する市道があるため、ちょうど幅 16 m の市道が堤防に穴を開ける状態になっておるわけです。洪水対策協議会の住民の不安は、洪水時にこの市道部分から以前に増して河川水がドッと流れ出すのではないかと不安に感じているのです。これは県が説明されたことですが、上流が堤防で嵩上げをすると、同じ降水量でも堤防内の水位が以前より上がる可能性が高いというのです。残念ながら県の説明内容には市道部分の対策は含まれておりませんでした。後程回答しますと発言されて説明会を終了しているわけであります。

そこで質問をさせていただきます。この J R 奥羽本線を貫通する市道部分の対策は、市当局は治水対策上、必要な対策工と判断されているのでしょうか。あるいは、このままになるのでしょうか。また、この対策を担当するのは、市道の管理者である大仙市でしょうか、それとも一級河川福部内川の管理者である県でしょうか、担当がおわかりでしたら教えていただきたい。

次の質問に移ります。

この説明会で県は福部内川治水事業において、期待を込めて大仙市が果たす役割について発言をされております。一般的に内水の処理は市町村が担当することだと伺っておりますが、福部内川治水事業における大仙市の担当範囲は、どこまででしょうか。また、必要とされる大仙市で負担しなければならない事業内容と予算は、概算でどの程度でしょうか、おわかりでしたら教えていただきたいのであります。

次に、福部内川の遊水池の堤防の高さについてお尋ねいたします。

丸子川と福部内川が合流するところに大型水門があります。そして、その水門の前に遊水池があります。昨年の 6 月の洪水では、福部内川の遊水池の堤防を河川水が越流し、須和町側に大量に流出しました。住民の話によりますと、流出した時間は約 1 時間半だったそうです。しかも、この遊水池に隣接する家屋が、越流したことが原因で家屋を

解体し、住民は転居したという事例が1件ありました。

現在、県は福部内川治水計画で測量と地質調査を行い、実施設計に入ろうとしております。県の基本設計には越流した遊水池の堤防の嵩上げは計画にないのであります。市当局は県に遊水池の堤防の嵩上げを申し入れるべきだと考えますが、市当局の答弁をお願いするものであります。

また、もう一つの心配は、県が立案した計画は、福部内川の堤防を1 m嵩上げする内容ですが、県が示された資料によりますと、1 mの嵩上げをしても完成後の鞠子苑の近くでは水位が昨年の洪水の水位と、ほとんど同じ高さになっております。今後、少しでも水位が上がれば、越流する可能性が十分あります。上流では1 m嵩上げして洪水時で約80 cmの余裕が生まれる計画です。下流部は、ほとんど堤防の高さと同じ水位です。したがって、下流部は最低でもさらに80 cmの嵩上げの必要性があると判断されます。

そこで質問ですが、市当局は県と大仙市で設置した福部内川事業の協議会で、現在の下流部の計画でさらに嵩上げを検討するように県に申し入れる考えがおりなのかどうか、お尋ねいたします。

この質問の最後に一言申し上げます。

申し上げるまでもなく大曲の市街地は、雄物川、丸子川、玉川の3河川が合流するところに位置しております。したがって、合流部に近い町内は、今回被害が甚大であった福見町や須和町よりも標高が低い場所がたくさんあります。例えば金谷町、あけぼの町、舟場町、緑町、若竹町、白金町、福住町、丸の内町などがありますが、このほとんどの町内は過去に行った治水事業がなかった場合、今回の福部内川流域の町内と同じ洪水被害を被ってしまったことでしょう。今回、大多数の大曲地区の家屋は、国や市が多大な税金を投じたからこそ今の安全を得たという事実であります。このことを念頭に置いていただいて、未だに十分な治水対策を講じてもらえなかった人たちに対し、安心して生活ができるように対策を講じていただきますよう、心からお願いいたします。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 石塚柏議員の質問にお答え申し上げます。

質問の成瀬ダムと福部内川治水計画について、はじめに、成瀬ダム建設に対する賛否につきましては、政府の指示を受け、国土交通省東北地方整備局が検証作業を進めており、検証の検討にあたっては科学的合理性、地域間の利害の均衡性、透明性を図るとともに、「治水」及び「利水」に関する地域の実情と意向を十分に反映するため、関係地

方公共団体からなる検討の場を設置し、平成２２年１１月１７日に第１回検討の場の開催を皮切りに、現在まで３回の検討の場が持たれております。

検討の場開催にあたっては、現在まで多くの資料の提示を受け、構成員として秋田県知事をはじめ秋田市、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村の関係自治体首長とともに関わってまいりましたが、現行ダム案はコスト面及び実現性からして最良であることは共通の認識であります。

成瀬ダム建設事業は、当市の位置する雄物川中流部を度重なる洪水被害から守り、安定的な農業用水並びに水道水確保を図る上で不可欠な事業であり、当然、賛成の立場で国に対し強く働きかけてきたところであります。

次に、成瀬ダムの建設の検証結果の公表時期につきましては、国土交通省は、検討の場及びパブリックコメント等でいただいた意見への対応や治水・利水に関する評価軸の評価等に対して、対策方針（案）を得るべく検討の場での議論に遺漏がないよう慎重に検討を進めており、第４回検討の場は近々開催されるものと思っております。

次に、成瀬ダムの洪水調整につきましては、湯沢河川国道事務所によると、ダム等の洪水調整施設は、本川のみならず支川の水位低減に効果をもたらしますが、丸子川の計画高水位の設定については直接影響しないと伺っております。

次に、福部内川治水計画に関する県の見直しにつきましては、現在、県では福部内川本川「福部内橋から高畑陸橋」までの区間及び市管理の支川の排水等について測量委託を実施しております。この測量結果をもとに福部内川の堤体左右岸概ね１ｍの嵩上げの詳細設計を１２月末まで完成させ、その設計内容について大仙市街地洪水対策協議会及び関係団体に対し再度説明会を開催する予定と伺っております。

市では、県の福部内川本川の詳細設計の提示を受け、平成２５年度に市管理支川である３支川を含め、福見町、戸蒔町、須和町の一部の内水排除の詳細設計を実施してまいりたいと考えております。

また、市道浜町丸子町線に架かる福部内橋のアンダー部分の治水対策につきましては、福部内川改修工事にあわせた排水対策を講ずる必要があり、その対策は管理者である市が担当することとなります。現在、県が委託している詳細設計の内容を踏まえ、今後、実施に向け県と河川協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、福部内川治水計画事業における県と市の役割につきましては、福部内川本川の設計委託及び本体工事については、県の治水事業負担であり、支川及び市道等の内水排

除施設は市の負担事業であると認識しております。

また、現在のところ福部内川に対する治水対策事業費の市負担分につきましては、平成25年度に予定しております委託調査の結果により、概算事業費が算出されるものと考えております。

今後は、福部内川本川の詳細設計をもとに、市が対応しなければならない支川の流末及び福部内橋の市道ほか、その前後の詳細設計についても鋭意進めてまいりたいと考えております。

次に、遊水池の堤防の嵩上げにつきましては、県では昨年6月の豪雨での遊水池がその機能を発揮しており、一定の治水効果は得られたものと認識しており、遊水池左岸の嵩上げは考えていないとの見解であります。

県においては、今年の6月に内水排除対策として、災害用排水ポンプ車毎分30m³を配置したところであり、市としては現段階では遊水池の嵩上げについては申し入れを考えておりません。

今後は、市で行う福部内川の治水計画につきましても早期に取りまとめをし、大仙市街地洪水対策協議会及び関係団体等に説明をし、ご理解をいただきたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、石塚君。

○12番（石塚 柏）【登壇】 結論が出ていることですから、あまり再質問ということでもないんですけど、いずれその遊水池で一級河川の堤防で、やっぱり目の前でこう1時間半にわたってドッと堤防を越えて水が来るということは、やはり住民にとっては相当ショックなものだったと思うんです。そしてまた、高富プロパンさんのところのあそこの交差点は、相当その影響で長時間にわたって洪水状態だったということでもあります。再度その点も踏まえて、県も市も遊水池の嵩上げは検討しないという話のようでしたけど、もう一度ちょっと確認をお願いできませんでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 福部内の遊水池の関係ですけれども、我々県と確認しておりますけれども、県ではこの度のいわゆる水害等で、堤防越流はしていないというはっきりそうした見解でありました。ただ、いろんな隙間がありますので、いわゆる支川的な部分、あるいは用水路からの水が溢れていっていることは事実であります。堤防そのものは、遊水池の堤防は越流していないということが県の正式な答えでありますので、住民の皆

さんの見た状況と若干違うと思いますけれども、あの場所には常時この水害のときも県の人間がついておりますので、この事実については県の判断が正しいのではないかなと思っています。

そういう前提に基づいて今の福部内川、支川も含めた全体の洪水対策計画をお願いしているというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問はありませんか。はい、石塚君。

○12番（石塚 柏）【登壇】 県の面子もあるだろうと思って、かなり質問の文章を変えたんですね。変えたんですが、非常に残念な答弁でありまして、その内容につきまして、例えば住民の人は市の担当者に、こういうふうにして越えたよという話をしているとかですね、あそこにたくさんの住民の方がいらっしゃいますので、これはなかなかこう話がですね、今日一日でポンと決まるような中身ではないのではないのかなというふうに思います。そのことを申し上げて、この項については私の質問を閉じたいと思います。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

○12番（石塚 柏）【登壇】 次に、丸子川の都市公園について質問いたします。

丸子川は大曲市民にとっては思い出の地であり、思索の時であり、文化の空間であります。私は旧大曲市内の家屋をくまなく歩いたことがあります、多くの家の玄関に丸子橋から望んだ風景の写真や絵が飾られていたことに感動した記憶があります。大仙市の市民会館の小ホールの緞帳は、もちろん丸子橋から見た姫神山を望んだ風景であります。このように大曲地区の市民にとって丸子橋から望んだ風景は、ちょうど神岡の皆さんが嶽の風景に大変な愛着を感じているのと同じであります。

今回の一般質問で発言しております丸子川都市公園の正式な名称は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業の街区公園3号で、計画面積は2,650㎡であります。

ご承知のとおり丸子川は河川緑地に位置づけられており、堤防上に幅12mの都市計画の特殊道路として散策道もあります。県では、ふるさと川モデル事業として取り上げ、市民も毎年、丸子川クリーンアップ作戦という大曲地区で代表的なボランティアの一つとして事業を繰り広げております。また、旧大曲市では都市計画事業として、ふるさとの顔づくりモデル事業として取り上げております。

そこでお尋ねいたします。大曲駅前第二地区土地区画整理事業の基本計画とふるさとの顔づくりモデル事業の事業テーマは、どんなまちにするつもりであったのでしょうか、

その内容をまずお尋ねいたします。

また近年、丸子川河畔でのイベントが増えてきておりますが、年間を通じて市民の集いやイベントはどれくらいの回数と利用の状況であるのか教えていただきたい。また、こうした市民の集いに対して、市は今後どのようにバックアップをしていくのか答弁をお願いいたします。

次に、建設の工程についてお尋ねいたします。

市では、この公園をどのような公園にするのか、その構想はまだ決まっていないと聞いております。また、大曲駅前第二地区土地区画整理事業は、平成27年度に終了すると聞いております。残りあと3年ということになります。どういう検討を加えてこの公園を完成させる考えなのでしょうか。都市公園の建設に対する事業の工程をお尋ねいたします。

次に、この豊かな素材を活かす公園になるのかを見守ってまいりたいと思いますが、公園の実施設計に入る前に、一年間じっくりと時間をかけて構想とアイデアと公園の名称を市民から募ることを提案したいと思います。市当局の答弁をお願いいたします。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の街区公園の建設についてお答え申し上げます。

はじめに、大曲駅前第二地区土地区画整理事業の基本計画と、ふるさとの顔づくりモデル事業の事業テーマにつきましては、大曲駅周辺の中心市街地の活性化を図ることを目的とした基本計画を定め、平成5年から「ふれあい・いきいき音と光と水のまち」をテーマに、ふるさとの顔づくりモデル事業を導入しております。

ふるさとの顔づくりモデル事業計画とは、大曲駅前第二地区において、個性とうるおいのあるまちづくりを推進するため、国土交通省の「ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業」の指定を受けて、国土交通省、秋田県、学識経験者や地権者代表及び地元関係団体の代表者の方々と構成された「まちづくり委員会」において策定された官民一体となった整備計画で、この事業を導入することにより通常の補助事業よりグレードの高い整備が可能となるものであります。

計画は、「圏域の中心として魅力と活力のあふれるまちづくり」、「歩行者にやさしく車に快適なみちづくり」、「丸子川沿いいこいの空間づくり」、「雪に負けず雪を楽しむまちづくり」、「歴史、文化を継承し明日の大曲を担う人づくり」の5つの整備目標を定め、事業内に4つのゾーンを位置づけ、それぞれを「地区の顔」と定めておりま

す。その一つに丸子川沿線地区が設定されておりますが、丸子川水辺空間とともに散策道や集いの広場など、丸子川河川空間の景観づくりとして、昭代橋から大盛橋間の都市計画道路まるこ川通線などと街区公園 2 号及び 3 号を一体的に整備することとしております。

しかしながら、その後の社会情勢及び経済情勢の変化により、ふるさとの顔づくりモデル事業に沿って事業を進めることが、官民ともに困難な状況になっております。現在は「音と光と水のまち」というテーマによる整備目標の基本理念を活かしながら、実情に合った手法で事業を進めることとしております。

次に、丸子川河畔で開催される市民イベントについてお答え申し上げます。

丸子川橋上公園、まるこ川通線、市の管理用地でのイベント回数と利用状況につきましては、市が掌握しているイベントとしては鹿島流し、七夕花火や丸子川夕やけ音楽祭、河川クリーンアップ、花火ウィーク、秋の稔りフェアでのサケのつかみ取り等で、実施主体の方々が様々な目的や活用方法により、年間約 10 万人を上回る利用になっているものと推計しております。

また、市としての支援体制については、現在実施している事業への人的・財政的支援の継続を基本とし、目的別に内容の精査を検討した上で、より多くの人が交流できる機会の創出と商店街の活性化等につながるイベントに対する支援をしてみたいと考えております。

次に、街区公園 3 号の整備についてであります。

街区公園とは、標準面積が 2,500 m²で、近隣に居住する市民が利用する公園として位置づけられているものであり、地域住民が利用しやすく、地域の交流の場となるように、また、災害時には地域の避難所としても活用できる公園を目指し、整備を進める計画であります。

公園の規模、内容等については、平成 25 年度に地域住民及び想定される各利用団体等との協議の場を設け、意見・要望等をお聞きした上で平成 26 年度に実施設計を作成し、平成 27 年度に工事を実施する計画であり、公園名称につきましても、その中で検討してみたいと考えております。

なお、当事業で整備する街区公園は、ほかに大花町地内に計画する街区公園 1 号、大曲黒瀬町地内に計画する街区公園 2 号がありますが、街区公園 3 号と同様の手法で進める計画としております。これにより街区公園 2 号・3 号及び都市計画道路まるこ川通線

が丸子川緑地公園と一体となり、顔づくり事業で実施している「丸子川沿いいこいの空間づくり」が概ね達成できるものと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、石塚君。

○12番（石塚 柏）【登壇】 ふるさとのいろいろな事業、検討を過去において加えてきたけれども、財政事情、その他、なかなか過去描いたビジョンが活かしきれない、あるいは街区公園だから大花町、それから黒瀬町、そういったところと横並びとまではいいませんが、一つの決められた枠の中でこの丸子川の公園、第3号、決められるというのかなというふうに聞こえました。

しかし、冒頭申し上げましたように、栗林市長も私も同じようにこの大曲で育ててもらった人間ですけれど、あの地区に対しては12mの散策道も含めて、かなり公共用地等、力を入れておるはずであります。そういったことをもう一度総合的に考えていただいて、そういった考えでもう一遍検討するということはどうでしょうか、いかがでしょうか、市長、よろしくお願いします。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 確かに丸子川、丸子橋から見る西山の風景、その他は、これは菅江真澄の紀行にも載っていますし、あるいは有名な建築家のブルノタウトの本にも、これは学校の教科書にも採用されているぐらい素晴らしい景観、場所であるというふうに、これはやっぱり旧大曲市民にとっては非常に大事なところであります。

そうしたものを活かしながら、この顔づくり事業の計画が立てられたわけですが、時代状況が大きく変わって、あるいは実際、実行していく段になりますと、いわゆる商店街の街並みを大きく変えなきゃいけないとか様々なことがありまして、計画はできましたけれども実行に移れなかったというのがほとんどであったと思います。ただ、景観、あるいはそういう場所については、かなり計画の趣旨に則って、当時の丸子川は少し汚れておりましたが、大分川もきれいになってきて、川に下りれるような仕組みが最初にできたわけでありまして、それとあわせて、このまるこ通線、この辺の部分的には整備が進んできておりまして、27年度にこのいわゆる昭代橋までの部分を何とかつなげたような形の概念になれるのではないかと、こういうことで今、都市計画の中で位置づけてやっているつもりであります。

大花町の街区公園と離れておりますけれども、今の公園を少し大きくするという概念になりますが、この街区公園の2号と3号は、黒瀬の部分につきましては、堤防であく

までも連携した形で我々、大曲の一つのそういう場所としての位置づけを明確にしておりますので、3号・2号の公園については連動した形で既に整備をした丸子川の階段で下に下りられるような部分も含めて、一体的な形で公園的な利用ができるのではないかなという概念で進めてまいりたいと思います。それが当時、平成5年頃計画を立てた様々な皆さんの思いがそのところに生きてくるのではないかなというふうな、そういう考え方で進めさせていただいております。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

○12番（石塚 柏） ありません。

○議長（鎌田 正） なければ、次に、3番の項目について質問を許します。

○12番（石塚 柏）【登壇】 次に、一般質問通告書の最後の質問は、栗林市長の立候補表明についてであります。

ただいま小山緑郎議員から同様のテーマで質問がありましたので、一般質問通告書のうち、マニフェストに対する栗林市長の考えについてと、平成21年に無競争当選を果たされてから3年6カ月経過した栗林市政の中間総括についてを有権者に問われまして質問をさせていただきます。

はじめに、マニフェストであります。3年前の衆議院選挙から「マニフェスト」という言葉が政治家、マスコミ、学者に大変にもてはやされ、国民もマニフェストでなければ選挙公約でないという雰囲気でした。これは選挙は有権者と候補者との契約だという考えに基づいたもので、公約の内容が、より具体的で、かついつまで完了しますという工程まで示す内容で、それまでの選挙公約を一変させるものでした。

しかし、マニフェストはこの3年間で国民の評価は変わりました。マニフェストに掲げていなかった重要課題が発生した場合、どうするのか、あるいは掲げた内容と実際の成果とは、著しく相違が出た場合どうするのか、もろ刃の剣と言うべき問題点が噴出したと思います。私はそれまでのスローガンの選挙公約から脱皮したという点で、高く評価すべきものと考えておりますが、栗林市長はこのマニフェストをどう評価しているのでしょうか。また、市長は来年の市長選挙では、このマニフェストを採用するのでしょうか。

次に、3年6カ月の中間の総括についてであります。

今から3年6カ月前の大仙市長選挙の無競争当選のときに示された栗林市長の選挙公約と今日までの3年6カ月の実績を、どう総括されるのでしょうか。恵まれた財政と平

安な市政であったのでしょうか。それとも厳しい市政の運営に明け暮れた毎日であったのでしょうか。３年６カ月間の率直な総括を９万市民に向かってお聞かせください。よろしく答弁をお願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（鎌田 正） ３番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 はじめに、質問のマニフェストに対する考え方について申し上げます。

ご承知のようにマニフェストは、２００３年の衆議院選挙において民主党が作成を宣言したことで広がりを見せた選挙公約の一形態で、国政選挙においては一般的に「政権公約」、「政策宣言」などと訳されることが多いものであります。

これまでの選挙公約とは異なり、どのような政策を実行する予定なのかを検証可能な形で有権者に示すとともに、目標や達成手段、投入資源を明示する政策パッケージとして、政党あるいは候補者と有権者との間で交わされる政策契約的要素も含んだ選挙公約と理解しております。

地方自治体における選挙におきましても、ローカル・マニフェストとして一部に導入している方もおりますが、議院内閣制を採用する国政とは異なり、二元代表制をとる地方自治体においては、例えば相反するマニフェストを掲げた候補者が首長と議員に選ばれた場合、その実効性の担保の点などで課題が生ずるほか、議員ご指摘のとおり社会情勢の変化や新たな重要課題への対応といった点においても疑問が残るところであります。

いずれにいたしましても有権者が選挙で選ぶのはマニフェストではなく、自らの負託に応える代表者であり、その代表者に期待するものは有権者の信頼に応える行政運営にあると考えております。あくまでもマニフェストは、有権者に対し選挙における判断材料を提供するための手段の一つと考えており、有権者にとってわかりやすく判断材料となり得る選挙公約を広く示していくことが大切であると考えております。

次に、２期目の３年６カ月の総括についてお答え申し上げます。

私は「市政は市民のために」を基本理念に、大仙市誕生後４年間を基礎固めの期間と位置づけ、旧市町村が築いてきた産業、文化、伝統を大切にしながら、地域の特性と独自性が調和した都市としての一体感の醸成に努めるとともに、「市民と行政との協働のまちづくり」を合い言葉に、地方分権社会にふさわしい市民の知恵と活力を生かしたまちづくりを進めてまいりました。

2期目となる平成21年4月以降におきましても、これらの基本姿勢をさらに徹底し、本市の将来都市像に掲げる「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」の実現に向けて、誠心誠意努めてまいりました。特に市長選において掲げた「市民とともに歩むまち」、「安全・安心きれいなまち」、「体力のあるまち」、「子育てのまち」、「生きがいのあるまち」の5つのまちづくりの方針と、その方針に基づく12の主要施策であります「日本農業を大仙市から元気に」、仙北組合総合病院の改築、小・中学校の学校規模適正化、災害時の対応を考慮した公共施設整備、地域事情を考慮した上水道・下水道料金の適正化、保育料の適正化、第三セクターの効率的広域化と経営改善、国民健康保険、介護保険財政の健全化、地域公共交通の確立と小規模集落コミュニティ維持、中心市街地の活性化、企業支援や国際交流の推進、雇用確保と地域経済の活性化について、着実に実行に移してきたところであります。

「日本農業を大仙市から元気に」につきましては、集落営農や法人化や新規就農支援、若手農業者の育成に力を入れるとともに、売れる米づくりの推進や複合作物、重点振興作物の産地化、秋田杉の安定供給など、地域農業力を高める取り組みを行ってまいりました。

また、大仙・仙北医療圏にとりまして大きな課題でありました仙北組合総合病院の改築につきましては、市民をはじめ市議会の皆様、地権者の方々のご理解とご協力により、市街地再開発事業の中で実現できることとなり、市民が将来においても安心して暮らせるまちづくりにつながるものと大いに期待しているところであります。

小・中学校の学校規模の適正化につきましては、地域のご理解を得ながら統廃合を進めるとともに、災害時の対応を考慮した公共施設整備につきましても、学校施設の耐震補強をはじめ庁舎等の耐震補強を進めてまいりました。

上水道・下水道料金の適正化及び保育料の適正化につきましては、地域の事情や保護者の負担に配慮しながら段階的に統一を図るとともに、第三セクターの効率的広域化と経営改善につきましても、市議会の特別委員会とご協議しながら、その経営改善に取り組んでいるところであります。

国民健康保険、介護保険財政の健全化につきましては、国民健康保険事業運営安定計画のもと、市民の負担を考慮しながら国保財政の安定化に努めているところであります。

地域公共交通の確立と小規模集落コミュニティ維持につきましては、地域で支え合う長寿社会に対応した地域公共交通を目指した「地域公共交通計画」を作成し、それぞれ

の地域に合った公共交通のシステムの構築に取り組むとともに、集落支援員の導入による「小規模コミュニティ対策」や「がんばる集落支援事業」など、過疎化・高齢化が進む地域でも安心・安全に暮らせるための施策を実施し、地域の伝統行事の復活など市民自らの手による地域の活性化、コミュニティの維持、共に助け合える地域づくりができる環境の整備に努めてまいりました。

中心市街地の活性化につきましては、大曲商工会議所やTMO大曲、まちづくり関係者、商業者など、関係各位のご協力のもと、中心市街地活性化法に基づく「大仙市中心市街地活性化基本計画」を平成22年11月に策定し、この計画に基づいた市街地再開発事業や花火ウィークなどの関連事業が順調に実施されているところであります。

企業支援や国際交流の推進につきましては、平成22年5月に秋田大学との間で締結した包括的連携協定に基づき、企業と大学が一体となった製品開発の取り組みや市と大学協働による地域資源の調査などの取り組みを進めるほか、国際教養大学との間で締結した「国際交流に関する連携プログラム協定」に基づき、国際教養大学の留学生と市内小・中学校の児童・生徒、幼稚園、保育園との交流事業を実施してまいりました。

雇用確保と地域経済の活性化につきましては、長引く景気の低迷に加え欧州債務危機、歴史的円高による国内産業の空洞化など大変厳しい経済・雇用情勢が続いている中で、産業振興や雇用対策、企業誘致などの取り組みに加え、4次にわたる経済・雇用・生活緊急対策行動計画を策定し、雇用対策及び就労支援の充実や切れ目のない企業支援、消費活動の奨励などを中心に様々な対策を講じてまいりました。

社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、一朝一夕に解決できない課題や新たに生ずる課題もありますが、こうした施策の推進と総合計画に位置づけた市政各般の事業の実施により、一步ずつ着実に本市の目指す将来都市像に近づいているものと思っております。

残された課題、あるいは今後に発生する課題に対し、立ち止まることなく大仙市の基礎固めの次に見える新たなステージに向けて市政運営を行っていくことが私に課せられた責務であると考えておりますので、市民並びに市議会の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げ、2期目3年6カ月の総括とさせていただきます。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、石塚君。

○12番（石塚 柏）【登壇】 議会は、執行部と議会との二元制で大仙市政を良くしていこうということで、今一生懸命努力している最中だと思います。この二元制の話がマ

ニフェストに関連して出るとは私も正直思っていなかったわけであります。

確かに市長は、がれき処理をします、ほとんどの市議会議員はがれき処理嫌だと、そういうふうなお互いの選挙公約であったとしたらば、それは本当に困った、今、市長がおっしゃるような話になる可能性はあります。しかし、市長も、それから議員も大仙市を良くするという意味で、いろんな例えばオールオアナッシングと言いましょうか、ゼロか100かというような、そういう政策論争というか、そういうことはなかなかないと思います。やはり普段我々が考えている政治活動ということからいけば、あまりこの二元制ということを選挙公約、あるいはマニフェストということを考えるのではなく、もっとお互いが良くすることを競い合うという意味合いで捉えていった方がいいと思うんですが、その点については市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。

○市長（栗林次美） 地方議会は首長も選挙で選ばれますし、議員の皆様も、それぞれ地域の事情、それぞれの市民に対して一番近い方たちが選ばれるわけで、それで初めて二元制ということになっていると思います。ですから、それぞれやはりその政治家として、あるいは私は政治家というか行政だと思っていますけれども、私はですね、その町、その地域、その市をよくしていくというのは共通の思いでやはり選挙に出て選ばれるということではないかと思っています。

ただ、このマニフェストという手法をとりますとですね、私はその、簡単にできるものであればマニフェストみたいなやり方がいいと思いますけれども、かなり根源的な問題も含めて、あるいは我々の地方自治、地方の財源だけでものをやれているわけではありません。そういう状況の中で、あまりにもこのマニフェストという、今、少し変わってくるのではないかと思います。そういうやり方をしますと、有権者にとっては約束事ではないかということに対して実際できない場合、修正していかなきゃならない場合、こういうことに対して言い訳が効かなくなるのではないかと、こういうふうな考え方があります。

私の長い政治経験の中で、たぶんこのマニフェストというものは最初からいかなものかなと、こういう考え方で今でもおりますので、公約というもの、約束事というのをわかりやすく説明して、その至る過程をきっちり市民の人たちに説明していくことが、我々のところでの政治の責任ではないかなと、こういうふうに考えておりますので、そういう考えに従って今答弁させていただいたところであります。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。石塚議員。

○12番（石塚 柏）【登壇】 以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鎌田 正） これにて12番石塚柏君の質問を終わります。

申し上げます。この際、昼食のため暫時休憩いたします。本会議は午後1時に再開いたします。

午後 0時01分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、6番杉沢千恵子さん。はい、6番。

1番の項目について質問を許します。

○6番（杉沢千恵子）【登壇】 公明党の杉沢千恵子でございます。

今年度も早いもので5カ月が過ぎ、中盤に差し掛かっております。今年は梅雨の時期にも本格的な雨の日が少なく、その後も異常なほどの好天が続いたため、渇水の報道がされるなど、市民生活にも影響が及ぶ心配も出てまいりました。水不足による断水、農産物被害などに対する対策に万全を期していただければと思います。先週、数日間の雨がりましたが、農作物等に役に立ったでしょうか。

さて、こうした中、先月25日には第86回全国花火競技大会「大曲の花火」が天候にも恵まれ、昨年より6万人多い76万人もの観客を大いに感動させ、大きな事故もなく無事盛会裡に終了いたしました。これだけの観客をお迎えしているにもかかわらず、毎年事故もなく、安全に大会を運営できているということは、ある意味奇跡に近いのではないかと思います。交通警備を担当している職員の皆様やお客様を安全に誘導する会場付きのスタッフの方々の献身的な働きはもちろん、警察・消防など関係機関の絶大なご協力に対し、改めて感謝を申し上げたいと思うものであります。

また、昨年からは始まった「花火ウイーク」も、夏祭り大曲をウイーク初日に合わせて同時開催するなど、よりパワーアップして大盛況のうちに終了したと伺っております。大曲の花火を盛り上げるという意味において、また、大会を単発、一過性のもので終わらせないという意味においても、この事業は大変意義深い事業であると思いますし、是非今後も様々なアイデアを結集して継続していただきたいと思います。

市長の市政報告の冒頭に、様々な分野における交流事業についての報告がありましたが、おもてなしの心がいっぱいの元気な大仙市民を全国に発信できるよう、これら各分野における各種交流事業の充実に心を配していただきたいと存じます。

午前中の市長の出馬表明をお伺いしました。私なりに市長に対しての所感を述べさせていただきます。

栗林市長は合併後、大仙市の新たな市政にどっぷりと手を突っ込み、ブレずに役職を担ってきてくださいました。地味ではありますが、市民を守るという一念の数々の政策は、県でも高い評価を受けていると伺っております。私も来春の勝利へのエールを贈りたいと思います。

それでは、通告に従い、各項目ごとに順次質問をさせていただきますので、答弁方をよろしくお願い申し上げます。

はじめに、消防バイクの導入についてお伺いいたします。

地震や火災などの災害時に優れた機動力を発揮し、初期消火活動や情報収集への効果が大いに期待されているのが消防バイクです。オフロードタイプの消防バイクは、最大の特徴である機動力を活かすため、渋滞道路や倒壊建物、道路陥没などで交通網が寸断され、通常の車両が走行できない状況下において出動し、被害状況等に関する情報収集を行うとともに初期消火活動や救助活動を行うことが主な役割です。一分一秒を争う災害時に正確な情報をもたらす消防バイクの存在は大きいと思います。

車体の前方には赤色灯とサイレンが設置されており、緊急走行が可能である上、車体後方には初期消火などに対応するため可搬式消火器2本が装備されているほか、救急資機材も装備されております。

こうした機動力は、去年の東日本大震災の発生当日にも存分に発揮されたと伺っております。次々に飛び込んでくる119番通報の対応に追われる中、午後4時頃から消防署員が1時間にわたって市内を巡回し、被災状況の把握に貢献したそうであります。また、高速道路上での車両火災などに対しても、可搬式消火器を搭載しているので、いち早く現場に急行して初期消火活動が行えますし、山間地域では狭い林道も走行可能であるため、消防バイクが重要な役割を担うことができます。

先日、市内で火事がありましたが、消防車が駆けつけたときには火事現場宅のすぐ横にある消火栓には既に火が回っていて手をつけることができず、離れた消火栓からホースを伸ばして消火に当たっておりました。もし先発隊として消防バイクが出ていたら、

道路をぬっていち早く現場に到着でき、初期消火ができたのではとの思いをしました。

もちろん消防バイク導入のためには、それ相当の組織体制が必要になるなど課題もあると思いますし、導入の是非の判断については常備消防を担う大曲仙北広域市町村圏組合が行うものであることも承知しておりますが、構成市長の長としてどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせいただきたいと存じます。

人命第一、災害時の先発車として、一日も早い導入を願っております。

○議長（鎌田 正） 1 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 杉沢千恵子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の消防バイクにつきましては、全国 7 9 1 消防本部のうち 5 8 消防本部において 1 8 3 台を導入しておりますが、東北では八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、北上地区消防組合消防本部、花巻市消防本部、山形市消防本部であります。

消防バイクは、災害時において先発隊としての情報収集や土砂災害により遮断、または陥没等により車両が通行不可能となった道路、あるいは進入が困難な山間部等において機動力を発揮していると伺っております。

一方、積雪寒冷地では通年運用ができないこと、事故等のリスクが高いこと、さらには専門職員の増員や運転技術の習熟など多くの課題もあることから、当広域消防本部で検討した経緯がありますが、導入は難しいと考えております。

当地域においては、災害時に情報を収集・提供していただけるよう市内運送業者などと協定を締結し、災害情報をいただいたり狭隘道路等において小回りの効く消防団の小型動力ポンプ積載車の充実を計画的に進める方策が有効と考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。はい、杉沢さん。

○6 番（杉沢千恵子）【登壇】 安全・安心という点では、誰もが消防署に関して火災、救急等で感謝していると思います。それでも事故や災害は起こります。日頃より、ただの車の注意の呼びかけより、バイクの方が効果があると思います。なかなかお金の部分で大変だということもあるでしょうが、広域でいま一度お考えをいただけるよう要望して再質問は終わります。

○議長（鎌田 正） 答弁はいりますか。

○6 番（杉沢千恵子） 結構です。

○議長（鎌田 正） それでは、次に、2 番の項目について質問を許します。

○6 番（杉沢千恵子）【登壇】 次に、仕事をしたいけれどもできない若者への支援につ

いてお伺いいたします。

厚生労働省が行った「ニート調査2006」によりますと、ニートと呼ばれる若者の4割弱が不登校を経験しているという結果が出ております。さらに、8割が就業歴はあるもののアルバイトであること、5割以上が学校でのいじめ、引きこもり、人間関係のトラブル、精神科・心療内科受診などの経験があるとの数字が出ております。

同省では、これらの課題に対する対応策として若者自立支援ネットワーク整備事業を実施しており、全国25カ所に「地域若者サポートステーション（通称：サポステ）」を設置しており、その後、毎年二十数カ所ずつ増えている状況にあります。

このサポステは、一定期間無業の状態にある概ね15歳から35歳未満の若者とその保護者を対象としており、「働きたいのにもう一歩踏み出せない」、「人付き合いが苦手だから就職するのが不安」、「仕事をする意味がわからない」など、就労に関し悩みや不安を抱えている若者とその保護者への就労自立支援や相談業務を行う機関であり、来所者の中には発達障がいなどの疑いがある方や障がいに起因する相談も含まれることを想定し、臨床心理士やキャリアカウンセラーも配置しており、大きな成果が期待されております。

私は、当市にもこのサポステ的な相談機能を持った機関が必要だと感じておりますが、市当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の「地域若者サポートステーション」的な機関の必要性についてお答え申し上げます。

厚労省が進めている「地域若者サポートステーション（通称：サポステ）」は、国が地方自治体の推薦に基づき、各地域で若者支援に積極的に取り組んでいるNPO法人などの民間団体を選定して事業委託を行っているものであります。

ニート等の若者の自立を支援するため、若者自立支援ネットワークを構築し、若者やその保護者等に対して、個別・継続的な相談、各種セミナー、職業体験など総合的な支援を行っております。

秋田県においては、御所野の秋田テルサに「サポートステーションあきた」を平成20年5月に開設している状況であります。

議員ご指摘のとおり、ニート等の若者とその保護者への支援にあたっては、発達障がいなどに起因する相談も少なからず含まれることから、専門家による支援も必要となっ

ております。

市では、発達段階に応じて様々な支援をしておりますが、例えば健康増進センターでは、臨床心理士等がこころの健康相談、カウンセリングを行う「ホットスペース」を開設するなど、相談者が抱えている心の葛藤や重荷などを自由に相談いただき、その中で気持ちの整理や問題解決への糸口を共に考える場として支援を行っているところであります。

これまでは各分野ごとに対応してきた状況にあることから、今後は困難を抱えている若者を総合的に支援するために、専門的な人材の育成確保とともに関係する機関が相互に連携し情報を共有しながら、個別ケースの検討を通じて現実に応じた適切な支援を行う枠組みの構築が必要と考えます。

具体的な方向性としては、それぞれの専門性を活かした発達段階に応じた支援を行っていくための、福祉、保健医療、雇用、教育等の専門的な構成者で組織される協議会等を設置することで、「地域若者サポートステーション」的な機能を持つものと考えております。

当市ではNPO法人大仙親と子の総合支援センターを母体として、「地域全体が福祉社会を目指し、共生するまち」の構築を目的に、大仙ワーキングハウス協議会が平成23年に設立されております。

現在、不登校、引きこもりの青少年等に対する自立のためのサポート活動として、訪問調査や本人だけでなく保護者への相談活動等もきめ細かく実施しておりますので、今後とも大仙ワーキングハウス協議会との連携を密にしながら継続的に活動できるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。はい、杉沢さん。

○6番（杉沢千恵子）【登壇】 お互いの人権を尊重し合って、そして障がい者が認め合える、そういう社会の環境が整っていればいいのですけれども、むしろ自立支援を必要とする若者が年々増えているというこの現状の中で、課題もあるでしょうけれども大人も逃げず、避けず、しっかり受け止め、全力で支援していきたいと私も考えております。どうぞこの後も市長の大きな支援、お願いしたいと思います。ということで感謝申し上げます。ということで終わりたいと思います。

○議長（鎌田 正） 次に、3番の項目について質問を許します。

○6番（杉沢千恵子）【登壇】 次に、ワーク・ライフ・バランスの推進についてお伺い

いたします。

大仙市では平成19年11月17日に男女共同参画都市宣言をしており、翌平成20年9月24日には大仙市男女共同参画推進条例を制定し、「ともに輝く男女共同参画のまち大仙市」の実現に向け、取り組みを進めているところであります。

近年では、少子高齢化や家族構成の多様化など、地域社会の変化や情報技術等の進展による職場環境の変化への対応も求められており、国では男女共同参画の実現へ向けての施策として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を掲げ、職場、家庭、地域の人々の意識や行動を変えていくことが重要であるとしております。そのため、仕事と家庭を両立させるための支援策の一つとして、育児・介護休業法や労働基準法などの法制度も再整備されております。

子育てを含めた仕事と生活の両立を支援することは、働く者から高い勤労意欲を引き出すための労働条件、つまり「新しい報酬」であるとも言われており、私は労働人口が減少することが予想される近い将来においては、労働力をいかに確保するかということも非常に重要であり、各職場において仕事と育児、家庭とを両立させるための支援を行うことは、労働者に対する一つの求心力になり得るものだと思っております。

そこで質問をさせていただきますが、まず「隼より始めよ」ということわざがあります。遠大なことを成し遂げようとするときは、まず身近なところから始めるのがよい。または、事を始めるには、まず自分からやり出さなければならないという意味ですが、地域のワーク・ライフ・バランスを推進するためには、まずは市が率先して行動しなければならないと思います。大仙市職員の仕事と家庭の両立支援制度の利用状況はどうなっているのでしょうか。まずこの点について伺いいたします。

また、両立支援制度には、育児休業のほかにも小学校就学前の子を養育する職員が病気やけがをした子の看護のために休暇を取得できる「子の看護休暇」や要介護状態にある対象家族の介護や世話をを行う職員が当該家族の介護を行うために休暇を取得できる「介護休暇」など様々な制度があります。制度自体知らない、あるいは自分が取得できるかどうか分からない、申請の方法が分からないといった理由から利用できないでいる職員や職場の雰囲気、また、所得、業務、キャリアロスなどの問題に対する不安から休暇が取りづらいと感じている職員もおりますので、もしかしたらこの制度の周知が不足している面もあるのではないかと思います。そこで2点目として、職員に対する各種支援制度の周知はどのようにしているのでしょうか。該当職員が気がねなく休暇を取得でき

るように、わかりやすい制度周知を行うとともに管理者側においては制度が利用しやすい職場の雰囲気づくりやキャリアロスなどに対する不安に配慮した対応が必要と思いますが、いかがでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問のワーク・ライフ・バランスの推進についてお答え申し上げます。

はじめに、大仙市職員の仕事と家庭の両立支援制度の利用状況につきましては、育児休業の取得者は平成21年度から23年度までは男性職員の取得者がおりませんが、平成20年度と今年度は1名ずつ取得しております。女性職員は平成21年度は対象者16名に対し14名、平成22年度は対象者13名に対し12名、平成23年度は対象者10名に対し10名が取得しております。女性職員の取得率は平成21年度が87.5%、平成22年度が92.3%、平成23年度が100%と、年を追うごとに増加しております。

次に、介護休暇につきましては、職員の家族における介護の必要性の有無等詳しい状況を把握しておりませんが、過去3年間では平成22年度に2名が取得しております。

そのほか、小学校就学前の子供が風邪やけがにより看病や通院等世話する場合に取得できる子の看護休暇は、別に定める様式での申請となっていないことから、取得者数の集計は行っておりませんが、日々の休暇の申請状況から判断すると、制度をよく利用していることが伺えます。

また、育児や介護を行う職員に対する時間外勤務の免除や制限する措置につきましても、特に申請は出ておりませんが職員向けの庁内の掲示板に掲示している「事業主行動計画」において、各所属において業務分担の見直しを行い、課内全体でサポートできる体制にすることとしており、今後、機会を捉えて周知してまいりたいと考えております。

さらに、定期人事異動におきましては、職員から提出される自己申告書で、育児や家族の介護を行う職員の勤務地に関する要望にも配慮しております。

次に、各種支援制度の周知の方法につきましては、家庭も仕事も楽しめる職場を目指し、仕事と生活の調和を図ることができるように職場全体で支援することを目的に、平成22年7月に大仙市特定事業主行動計画を策定し、職員向けの庁内の掲示板及び市のホームページにおいてこの計画を掲載し、周知を図ってまいりました。

しかしながら、両立支援制度の利用状況を見ますと、育児休業においては先程申し上げ

げましたとおり女性職員の取得率は高いものの、男性職員の取得者が平成17年度から今年度まで2名にとどまり、男性職員の取得者はかなり少ない状況となっております。

これまでも父親・母親になる職員本人に対して個別に育児休業制度の内容や手続きについて説明を行っておりますが、全職員に向けても制度の内容や休業期間中の育児休業手当金の支給等の経済的な支援措置について周知するとともに、キャリアロスなどの不安を払拭する等、意識改革と両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、これまで述べましたとおり、両立支援制度につきましては、職員向けの庁内掲示板で公表しているところですが、今後は庁内の会議や研修等を通じて制度の周知をさらに図ってまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、杉沢さん。

○6番（杉沢千恵子）【登壇】 大仙市の条例70号でも男女共同参画推進条例の中に、ワーク・ライフ・バランスの推進を掲げておりますが、やはり全国的に見ましても男性のこの取得率は低いということは周知のとおりでありますけれども、2009年に育児・介護休業法が改正されておまして、その中に短時間勤務、残業免除を義務化というふうなこともありますけれども、こういうこともきちんとなされているのかなど、取得している人がいるのかなという気がしますけれども、これもちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 短時間勤務等については、総務部長からお答えします。

○議長（鎌田 正） 元吉総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 現在のところ、そういう取得をされている職員はいない状況でございます。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。はい、杉沢さん。

○6番（杉沢千恵子）【登壇】 いけないということは、環境が良くていけないということなのか、それとも取りづらくてできないのかということもありますので、そこら辺も実態を調査していただければと思います。特に大仙市、この男女共同参画プラン、平成17年のときには、きちんこの行動計画がこの中に盛り込まれておまして、何年まで何をやる、何年まで何をやるというふうにきちんとしてありました。その後、22年度からの26年度までの行動計画が出されておりますけれども、これの具体的なものと

というのがちょっと数字的にも見えないような気がします。いわゆる推進状況というんですか、この調査はどのようにされているのか、またその調査した結果、次年度につなげているのか、このワーク・ライフ・バランスも含めたその捉え方、つなげ方、これを対策とられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 小松企画部長。

○企画部長（小松辰巳） 男女共同参画のこの行動プランについてお答え申し上げます。

行動計画の実施期間といたしまして、前期１７年度から２１年度まで、後期２２年度から２６年度までの計画を作りまして、現在、毎年各課におきまして評価をしながら更新を図っているところでございます。２１年度までは「○×方式」でこれが実施されているかどうかという評価をしてきておりましたけれども、現在はそれぞれの年度に「ＡＢＣＤ」という方式に変えまして、単年度ごとにどの程度実施されているかを評価しているところでございます。

ちなみに、２３年度の状況でございますけれども、全体事業６８５のうち、この男女共同参画の視点で事業を進めている部分が、Ａ評価といたしまして８％の５５事業、Ｂ評価、目標として効果が得られているというものが５１７事業で７５．５％という評価になってございます。

少しでも男女共同参画の視点で事務事業を進めてまいるように努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（鎌田 正） 次に、４番の項目について質問を許します。

○６番（杉沢千恵子）【登壇】 次に、住基カードの普及にもなるコンビニにおける証明書等の交付サービスの導入についてお伺いします。

現在、一部自治体で実施されている「コンビニ交付サービス」は、交付業務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブンの約１万４，０００店舗のマルチコピー機という機械から住民票の写しや各種税証明書などを入手できるサービスのことを言います。

このコンビニ交付サービスは、自治体の窓口が開いていない日でも午前６時３０分から午後１１時までの間、証明書を取得することができ、住民が必要なときに都合のいい場所、つまり居住自治体内にある店舗でもサービスが受けられます。しかもコンビニのマルチコピー機を使うので迅速にサービスを受けることができます。自治体にとっては

住民サービスを向上させられるほか、窓口業務負担の軽減などにもつながる、メリットの多い施策だと思います。

さらには、自治体が自前で自動交付機を整備する場合には多額の投資が必要で、維持管理や障害復旧対応にも毎年多くの費用や人件費が必要になることを考えますと、コンビニ交付サービスはコストパフォーマンスにも優れていると言えるのではないのでしょうか。

昨年私は、一部議員の方々と韓国の唐津郡を訪問しました。そこには既に庁舎入り口に各種証明書を発行する自動交付機が置かれており、市民の方々が利用しておりました。大仙市としても、そろそろ窓口以外でも簡単に各種証明書の発行が受けられるサービスが必要ではないかと感じてきたところであります。

このコンビニ交付サービスには、2013年春から業界2位のローソンと同4位のサークルKサンクスも参入することになりました。大仙市に多数あるコンビニでサービスが始まるこの機会に、住民サービス向上のためにも導入に向けて取り組んでほしいと思いますが、市当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 4番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問のコンビニにおける証明書等の交付サービス導入についてお答え申し上げます。

コンビニにおける証明書等の交付サービス導入については、市区町村で交付サービスを導入することにより、住民が住民基本台帳カードを利用してコンビニの端末機から住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書及び戸籍証明書等を受け取ることができるものであります。

平成22年2月からサービスを開始しており、現在利用できるコンビニはセブンイレブン1社だけとなっておりますが、来年からはローソンとサークルKサンクスも順次参入する予定と伺っております。

コンビニ交付サービスのメリットは、証明書の交付時間と交付場所が拡大することにより、市民の利便性の向上が図られるものであります。早朝から深夜まで、また、平日以外の休日・祝祭日でも利用でき、市内に限らず全国のコンビニでも各種証明書の取得が可能となることから、自宅近くや市外にある職場近くのコンビニで市役所の開庁時間を気にすることなく証明書を取得できるものであります。

コンビニ交付サービスは、平成24年8月1日現在、全国で56自治体が実施してお

り、うち東北では6自治体となっておりますが、県内市町村での実績はありません。

また、交付する証明書の種類は、サービスを導入している全ての自治体で、住民票の写し及び印鑑登録書の交付を行っているものの、各種税証明書並びに戸籍証明書については、まだ4分の1程度にとどまっている状況にあります。

仮に大仙市でコンビニ交付サービスを導入する場合、交付証明書の種類を戸籍証明書を除いた住民票の写し、印鑑証明書、一部税証明に限定し経費を試算すると、初期導入経費として、システム改修等に3,400万円、また、年間運用経費に約1,000万円を要すると想定されております。これに加え、コンビニへの委託料が証明書交付1件につき120円となります。

また、本市の住民基本台帳カードの利用普及率は1.45%と低く、今現在でコンビニ交付サービスを導入しても利用率は低いものと想定されます。さらに、交付証明書や住民基本台帳カードの置き忘れなどによる個人情報の漏洩や悪用などが心配されます。

市では、窓口利用者の利便性の向上を図るため、合併時より市民課窓口を午後7時まで延長し、全ての証明書を交付しているほか、戸籍届書の受付やパスポートの交付などを行っており、また、日中の窓口業務においては、市民と対話できる貴重な機会と捉え、市民の皆様から多種多様な要望やご意見等も伺い、関係部署と連絡を取り合いながら、さらなる住民サービスの向上に努めているところであります。

市といたしましては、住民の皆様の重要かつ貴重な資産や情報を大切に保管し、届出書の受理や証明書等の交付業務につきましては、行政の重要な役割と認識しておりますことから、今後もしもご不便をかけないよう窓口で対応してまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。はい、杉沢さん。

○6番（杉沢千恵子）【登壇】 やはり何でもそうですけれども、新しいものをやるというときには必ずこのような理屈が並べられるんだなということを毎度感じておりますけれども、やはり踏み切るといふこのところ、利用者が窓口対応でコミュニケーションが図れると言いますが、利用者側からすると、それよりもやっぱりスピーディーにものがほしいと、ほしいときにほしいという、これが私は本音ではないかと思うんです。そういう意味で今回、証明書等も、やはりいつでもどこでもサービスに、市長のおっしゃるサービスというのは、それもサービスになるのではないかなという気がしまして質問をしました。

今回、証明書の交付サービスについて質問しましたが、税のやっぱり納めるの

もコンビニを使っている、それはすごい効果が出ていると。税金の回収率がすごく良くなったというのは、やっている市町村が全部が全部ほとんどおっしゃっておりますので、これもひとつの効果のあらわれではないかと思いますが、証明書等に関して、まだまだ壁が厚いのかなと思いますけれども、もう一度考えていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁、市長お願いします。

○市長（栗林次美） いろいろ消極的な意見もいただいておりますが、この住民基本台帳のいわゆる台帳カード、たった1.45%、それに外にそういうものが出した場合のリスク、これは大変な問題を含んでいるのではないかと思います。今いろいろ社会保険等を含めてマイナンバーとかいろいろありますけれども、なかなかこの辺が難しいというのがこの問題ではないかなと思います。コンビニへ行けば全て解決するという、そういう考え方よりも、やっぱり我々ができるだけ住民の皆さんから、やはりある場合にはフェイスツーフェイスで接するところも大事ですし、あるいはそういう足、あるいはそういう手段がない方の場合は取り次ぎ的なこともやっておりますので、できるだけ私たちはやっぱりその、行政の窓口と住民との関係の中で問題を解決すべきではないかなというふうに思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。はい、杉沢さん。

○6番（杉沢千恵子）【登壇】 市長はやっぱり現場に走るといようなお考えの強い方ですので、やっぱり必要なところへ人が、職員が走っていくという、また必要なものを早く出すという、フェイスツーフェイスでやるというふうなお考えのようですので、それはそれで貴重なことだと思います。その思いはほかの部署にも通ずるように、是非それは、どういうことがあっても、やっぱり今だけでなく、今のこのお話だけじゃなくて、全ての部署が何か電話あったらすぐ駆けつけるという、この市長の思いが全課に通ずるような仕組みというんですか、何ていうんだろう、そういう規律が出来上がっていけばいいなと思いますし、そのようにしてもらうことを望んで終わります。

○議長（鎌田 正） 要望ですけれども、答弁はいいですか。

○6番（杉沢千恵子） ほしいですね。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁願います。栗林市長、もう一度お願いします。

○市長（栗林次美） やはり市役所が市民のために役立つという、あるいはそういうことが一番大事だと思いますので、議員ご指摘のようなこと、今、職員挙げて常にそういう

考え方で、市民の身近に市役所があるというそういう行動を示していく必要があると思いますので、これからも継続したそういう取り組みをしてまいりたいと思います。

○議長（鎌田 正） これにて6番杉沢千恵子さんの質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午後1時50分に再開いたします。

午後 1時42分 休 憩

午後 1時50分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、13番金谷道男君。はい、13番。

はじめに、1番の項目について質問を許します。

○13番（金谷道男）【登壇】 大地の会の金谷です。今日最後の質問させていただきます。大分長くなっておりますので、皆さんお疲れだと思いますので、手短に終わりたいと思います。

最初に、空き家条例の現状について質問させていただきます。

空き家には住民がいないことから適正な管理がなされていない場合が多く、地震や強風、積雪等により倒壊や損壊の恐れがあるほか、火災や犯罪の利用も考えられるなど、市民の安全な生活が脅かされる事例も出てきております。

人口減少や過疎化が進む中、空き家は増加し、近隣の住民だけの対応では限界がありますので、自治体が一定の役割を果たす必要があると思います。この問題は、今、全国的に自治体にとって大きな課題となっているようであります。

こうした状況に対して本市では、いち早くその対策として空き家等の適正管理に関する条例を制定し、その条例に基づき行政代執行も含めて条例の目的である安全で安心なまちづくりを進めていくことは、時宜を得たもので評価するものであります。

私たち議会人の情報誌に「議員ナビ」というものがありますけれども、これの今年の7月号にもこの先進的な取り組みが優良な事例として全国に紹介されております。

こうしたことも踏まえて、現在の大仙市の空き家対策の状況についてお伺いをいたします。

1点目ですが、市では空き家の実態調査を行いました。その結果、把握している空き家の数等は、それぞれの地域別にどのようになっているのでしょうか。その調査内容

についてお知らせいただきたいと思います。

2点目には、把握している空き家のうち、条例に基づき所有者に必要な措置についての指導、助言、勧告を出した事例は現在まで何件ぐらいあったのでしょうか。また、今、速急に行政代執行までの措置が必要な事案はあるのでしょうか。

また、3点目には、現在市で把握している空き家の固定資産税の課税総額はどのぐらいになっているのか、またその納付状況についてはどのようなになっているのかお伺いたします。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 金谷道男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の空き家の適正管理に関する条例についてであります。

大仙市では、空き家の適正管理について条例を制定し、その取り組みに力を入れているところでありますが、全国で初めて行政代執行による家屋の解体を行ったことなどが報道されております。

こうしたことから、国の研究機関からもその取り組みが注目され、国土交通省主催の空き家対策に関する地方公共団体ワーキンググループのメンバーとなり、その活動内容が株式会社地域科学研究会発行の冊子「空き家等の適正管理条例」に記載され、全国に詳しく紹介されております。

また、本日、総務省地域自治行政局地域振興室の森室長がこの空き家について調査に大仙市を訪れております。

はじめに、市で把握している各地域の空き家の数につきましては、大曲地区554件、神岡116件、西仙北165件、中仙146件、協和165件、南外81件、仙北90件、太田98件の合計1,415件であります。

また、建物用途別では、居宅が1,304件と大多数を占め、続いて店舗14件、小屋12件、その他が85件となっております。

建物の状況については、危険度を3段階に分けた場合、危険度が高いものが61件、中程度のものが112件、危険度が低いものが1,214件で、その他判定できないものが28件となっております。

所有者別に見た場合は、市内1,216件、県内39件、県外67件、海外1件、不明が92件となっております。

次に、空き家の適正管理に関する条例により、所有者に指導・助言を行ったものは

16件、うち勧告までいったものが3件で、補助金を受けた解体9件、自費による解体6件となっておりますが、まだ勧告に従わない案件が1件あり、今後発生する解体命令等に従わない場合は、行政代執行をする可能性があります。

次に、空き家の固定資産税につきましては、課税総額2,152万5千円のうち、未納額が121万4千円となっております、収納率94.4％となっております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、13番。

○13番（金谷道男）【登壇】 今、数、それから内容を詳しくご答弁いただきましてありがとうございます。

それで、この条例を読みますと、必要に応じて調査をするというように条例ではなっているようですが、この後この調査はどういうような形で継続といいますか、定時的にやるというようなお考えなものかどうか、その点をお願いいたします。

○議長（鎌田 正） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 総務部長から答弁させます。

○議長（鎌田 正） 元吉総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 今後のこの空き家の、いわゆるその状況の情報の更新といいますかそういった点につきましては、いずれこの情報を町内の方々、町内会長さんの方に一度地図等に落として周知というか情報を差し上げることにしております。それに基づきまして、町内会長さん方、町内の方で随時その状況をいろいろご連絡をいただきながら、常に情報を最新なものに更新していくということで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鎌田 正） 再々質問を許します。はい、13番。

○13番（金谷道男）【登壇】 せっかくの調査ですので、是非そういうふうにしていて、状況把握を適切にしていいただきたいなと思います。

実はこれに関連して、この後、最後の質問とちょっとこの点と絡みながら、利用のことについてはそちらの方で再質問させていただきたいと思います。

最後に、いわゆる解体の補助金を出すというようなその空き家の適正管理の誘導策としてそれを考えておられるようですけれども、その解体の費用の補助金のほかに、何かその空き家をなるべく早くと、言い方変ですけれども、解体し、空き家によるいろんな弊害が起きないようにするための誘導策を今何か考えているとすれば、例えばこれは空き家というか家を建てる場所の固定資産税は、もしかすれば解体すると軽減税率の適

用にならなくて高くなるということも、私、大仙市の場合はそれが機能するかどうかちょっとわかりませんが、そういったこともあるので、そういった税制面での優遇みたいなものを考えられないのかなというようなこともちょっと、この前ふと思いましたので、その点も含めて、解体の補助金以外にその、より適切な管理をしていくための誘導策みたいなものを検討しておられるのかどうかをお聞かせください。

○議長（鎌田 正） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 後者の解体すると建物がなくなって土地の方が高くなる、この問題は我々のところはあまり該当しないと。都会のことではないかなと思っています。

我々は指導、助言、そして解体補助、こういう形で代執行が目的でありませんので、そういう過程の中で持ち主、あるいは管理者とよく話し合いながら解決方法を見出していくということが大事じゃないかなと思っています。

あわせて、後段の方で議員が質問しておりますけれども、我々はこの空き家管理条例につきましては、まず危険排除、防災の面から入らせていただきました。これに、要するに空き家をどう利用するかという問題については、今、空き家バンク的な考え方を導入しておりますけれども、おそらく最後は条例として空き家管理条例の中で空き家バンクの問題についても、より明確に活用できるような仕組みにしていかなきゃならないのではないかなという問題意識で今進めているところであります。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

○13番（金谷道男）【登壇】 次に、自然災害等による被災市民の支援制度について質問させていただきます。

去年の東日本大震災や、その後、度重なる台風や集中豪雨の来襲、そして昨年と今年の2年続きの豪雪、今年の春先の爆弾低気圧やゲリラ豪雨、強風、竜巻など、近年自然災害が日本列島各地を襲っております。こうした災害は、各地に大きな被害をもたらしており、被災された地域の方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興・復活を願うものであります。

さて、当市においても他県や他地域の災害に比べれば少ないものの、毎年のように水害、風害、雪害が発生しております。実際に自然災害に遭われた市民の皆さんは大変だったと思います。心からお見舞いを申し上げます。

こうした自然災害に遭われた市民の方々へ、いち早く支援の手を差し伸べるのは市の大事な役目だと思います。そこで、こうした自然災害で被災した市民への支援制度につ

いてお尋ねいたします。

市では、自然災害で死亡した方への災害弔慰金は、災害弔慰金条例に基づいて対応していますが、災害弔慰金の支給は災害救助法の適用が要件になっていると思います。自然災害で死亡しても災害救助法が適用ならなかった場合には弔慰金が出ないということになりますが、そのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

そして、これまで自然災害で死亡した方に弔慰金が出なかったという事例があったのでしょうか。もしそのような事例があるとすれば、市として弔慰金を考えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、家屋等に対する被災には、災害見舞金条例に基づいて対応していますが、その内容は大きな被害への対応を想定しているように私は思います。そのためでしょう、去年のゲリラ豪雨や今春の爆弾低気圧の際には、その補完として住宅特別風害見舞金や火災ごみ処理経費補助金などを臨時の要綱によって行っていますが、また、これまでも適宜同様な措置をしてきているようであります。ただ、こうした要綱は、期間・対象が限定的になっています。昨今のように自然災害が頻繁に起き、しかも地域間で発生や被害の違いなどある中で、要綱あるなしにより同じように被災しながら支援が受けられない、あるいは支援がタイムリーに行われないというようなことにはなりはしないでしょうか。

このようなことを踏まえて、条例等の改正により、よりきめ細かい支援策を即時行使できるように、あらかじめ備えておくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の災害被災市民への支援制度についてお答え申し上げます。

はじめに、災害弔慰金についてですが、市の災害弔慰金の支給等に関する条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令に基づき制定しているものであります。

弔慰金の支給基準としては、1市町村において住居が5世帯以上滅失した場合の災害の場合のほか、3つの場合を政令で定め、その災害により死亡した者の遺族に対して弔慰金が支給されることになっております。したがって、現在の市の条例では、同じような死亡の例でも政令で定める災害と認定されない場合は、弔慰金が支給されないことになります。

今年の大雪では、新潟県、青森県及び長野県において災害救助法が適用されたことから、国内全ての市町村の災害が対象となり、2月に屋根の雪下ろし中に転落し死亡した

中仙地域の男性の遺族に対し２５０万円の弔慰金を支給いたしました。

また、市独自の弔慰金を設けた場合には、災害による死亡なのか、事故によるものなのかの判断が非常に難しい面があるなどの課題もありますので、運用面も含めた他自治体の取り組みを参考にしながら研究してみたいと考えております。

次に、災害見舞金条例につきましては、昨年６月の水害では、従前の条例では住家の床上浸水のみが対象となっておりましたが、それに該当しない浸水被害が広範囲に及び、市民生活に多大な影響を与えたことから対応策を講じたものであります。

また、今年４月の暴風被害においては、条例で想定していなかった倒木や屋根の剥離等が全市的に大量に発生したため、市民生活への影響を早急に取り除くため対応したものであります。

こうした経緯を踏まえまして、市としては恒常的な制度を確立し、即座に、そして公平な支援を行うことができるよう条例等の整備を進めていくつもりでありますので、いま少し時間をいただきたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、１３番。

○１３番（金谷道男）【登壇】 今の答弁の中にもありましたけれども、大きい災害の場合は、すぐその災害弔慰金とかそういう対応ができるんですけれども、やっぱり個別の場合というのは私も難しいんだということは十分わかります。ただいずれ、市長の答弁の中にもありましたが、同じような自然災害に遭って、やはり市民が支援を受けるときに差があるというのは、非常にこれやっぱり問題になるのではないかなと思っています。例えば昨日の話なんですけど、雷がすごい地域と、たぶん雷たいしたことない地域がたぶんあったんだと思います。幸い、たぶんその被害はなかったと思いますので、それはそれで良かったんですけれども、そういった場合に本当に想定されますので、いわゆる想定外ということのないようにやっぱり市民にそういう対応が即座にできるような根拠を是非この後研究して対処していただけるような、制度確立をお願いしてこの質問は終わらせていただきます。

○議長（鎌田 正） 答弁はいいですな。

○１３番（金谷道男） いいです。

○議長（鎌田 正） 次に、３番の項目について質問を許します。

○１３番（金谷道男）【登壇】 次に、電算関係の経費について質問させていただきます。

春先から日本経済は、緩やかな持ち直し基調とされているようですが、ここへ来てや

やブレーキがかかってきたのではないかと、月例報告が8月に出されたようであります。

いずれにせよ私どもの地域では、なかなか景気の好転が感じられないように思います。景気の回復が見込めないということは、財政面から見れば、確かに交付税は合併当初の予想したよりは削減幅が少ないように私は感じております。しかし、やはりほかの財源が増えず、市財政は今後も楽観を許さないということが続いていくと思います。

そしてまた一方では、二次にわたる地方分権一括法の制定、施行、そして間もなく第三次も出ようとしているようであります。そうしたふうに地方分権は確実に進んでおりますし、少子化の進展や社会経済の変動に伴い、市民には多様な行政要望が出てきております。

こういった中で、行政需要は多いけれども、なかなかそれを担う職員、いわゆる人手は足りないというのが本市ばかりではなくて日本全体の自治体の現状だと思います。そうした状況は前からあるわけで、その解決するための一つの手段として、そしてまたあわせて情報化社会にあった自治体運営が必要であるというようなことから、合併前から各町村ではそれぞれ業務処理へ、いわゆるIT、いわゆる電算を導入し、長年にわたりその導入を進めてきました。

この電算の活用は、長い間使われてきていますが、その中身についてはなかなかわかりづらいというのが私の感想であります。

そこでお聞きしますけれども、市の行政事務処理に要する電算関係の経費はどのぐらいの額になり、その決算額や経常経費に占める割合は、合併後どのように変遷してきているのか、そしてまた、今年の予算の総額、割合などもお知らせをいただきたいと思います。

私も決算書等で何とかこれ見たいなと思ったんですが、なかなかうまく追求といえますか、見られなかったので、あえて質問させていただきました。

そしてまた、今後、電算関係経費の効率化、削減のためには、こういったことを考えていくのかということもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の電算関係経費についてお答え申し上げます。

現代社会は、コンピューターの出現とインターネットに代表される高度情報通信技術の急速な進歩により、市民生活や行政サービスにおいてもコンピューターはなくてはならないものとなっております。

こうした中で合併以前の旧市町村時代から、多様化する行政要望や情報化社会に対応した自治体運営を図るため、業務処理への電算機活用を推進し、また、平成１７年の合併時においては、住民記録情報や税関係をはじめとする１５の電算システムを統合し行政サービスに努めてまいりました。

これまでの電算経費につきましては、平成２１年度に企業会計を含めた全電算関係経費を対象に調査したところ、初期導入費用が１７０件で３６億１，４００万円、保守・管理費用が５億４，３００万円で、合併から５カ年の総額では４１億５，７００万円、年平均では８億３，１００万円となっております。この金額は全会計の１％強ということになりますが、経費の一部については国・県の補助を活用しております。

合併後の電算関係経費の推移と今年度予算につきましては、一般会計において平成１７年度は８億７，６００万円で、決算額に占める割合は１．８７％、同様に平成１８年度は６億６，９００万円で１．４４％、平成１９年度は６億６，７００万円で１．４５％、また、平成２０年度は６億５，８００万円で１．４９％、平成２１年度は５億７，４００万円で１．２１％、平成２２年度は３億６，５００万円で０．７３％、平成２３年度は３億３，３００万円で０．７０％となっております。

なお、１７年度から２１年度においては、合併時の電算システム統合にかかわる債務負担分の経費が含まれていることから、決算額に占める割合が高くなっております。

また、今年度は一般会計予算ベースで３億９，８００万円となっており、予算に占める割合は０．９０％であります。前年度と比較して住民記録・税等基幹系システム更新の債務負担にかかわる経費が増えております。平成２５年度以降も数年間はシステム更新経費にかかわる債務負担行為分が増加することが見込まれております。

次に、今後の電算関連予算の効率化についてであります。今回のシステム更新にあたっては、総務省が進めている地域情報プラットフォーム化の考え方である業務システム全体最適化視点を取り入れ、地元コンサルタントの支援を得ながら職員主導で調達を進めております。

今回の調達では、市民満足度の向上と財政の健全性確保のバランスがとれた調達を目指し、業務の視点から必要な機能を整理し、標準で提供される電算システムを選択することにより、余計な改修による経費の上昇が発生しないように努めていること、また、本市独自の様式を用いて経費の内訳を記入していただき、業者の思い違いや矛盾を見つけ出すなどの手法で調達作業を行っております。

その結果、平成２３年度の電算計算システム更新経費債務負担については、当初の４億５，１００万円から契約後には２億９，７００万円となり、１億５，４００万円の経費を節減することができました。

今回のシステム調達にあたっては、経費削減の一つの手法として、外部委託や電算共同利用、データをインターネット上に置いて利用するクラウドなどについても検討をいたしました。特にクラウドについてはまだ未成熟な部分もあり、採用はできませんでしたが、今後、クラウドの成熟状況などを見据えながら電算機器調達の手法の一つとして検討してまいりたいと考えております。

なお、現在の電算システムと並行して稼働しておりますホストコンピューターについては今年度中に廃止し、新たな業務システムに移行してまいりますが、これにより年間約３，０００万円程度の経費節減が見込まれております。

総務省所管の財団法人地方自治情報センターの調査データをもとに、ＩＴコーディネーター協会の分析によれば、情報関連予算は概ね自治体全予算の１％程度との結果が示されておりますが、電算機器調達手段の見直しや維持管理費の削減などにより、今後とも電算関係経費の縮減に努めて財政負担の軽減に努めてまいりたいと存じます。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、１３番。

○１３番（金谷道男）【登壇】 電算は導入すると、やはり経常経費みたいな感覚になりがちです。法改正、あるいは制度改正になると、その都度システムの改正というのもあるわけで、今、市長の答弁の中にもありましたが、大仙市の場合は自分たちがしっかりやって算定根拠もはっきりさせているということでしたので、その点は安心しておりますが、いずれこの後も結構その経常経費の中に占める割合は下がっているようでありますけれども、やはりこれでいいんだという考え方ではない、やっぱり切り込み型というのは、その経常経費の中には特に私は必要ではないのかなと思います。そういった意味で、市長、今、私が次に質問しようかなと言った内容まで答弁していただきましたので、実は２つ目の質問はそのクラウド化の話を少し県内の市町村というか市等で考えてみたらどうかということのを少しご提案したいと思って、私実は考えたんです。これは確かに経費節減ということもあるんですけれども、同時に災害対応ということを考えても、やはりそのクラウド化していくということは、ある意味有効な手段ではないのかなと私思っています。いわば、そしてシステムを割り勘で払うという話ですので、特殊な事務ということであればそれはできないと思いますけれども、市でやっている業務の大部分

については、やっぱり全国一緒、あるいは県内一緒というものが、だからこそういう電算化できる話なので、是非そういった方面でも研究していただいて、もっともっと安くやっていけるような方法で考えていただければいいのかなと思っています。これは、あっちの市ではやっています、こっちの市ではやっていますということを言う人をデワノカミというそうですけれども、私もややデワノカミですけれども、神奈川県各市町村でちなみにクラウド化やっているという話であります。そういったことを検討していただけないものかどうか、その点よろしくお願いします。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） クラウド化の問題につきましては、今回の場合もいろいろ検討の中に入れてやってまいりましたけれども、先ほど答弁申し上げましたように、成熟度の問題であるとか、あるいは我々今、職員のチームプラスかなりいろいろ応援してくれている専門家の意見、委員会を作っていますので、どうもいろいろ見ても、その辺がまだはっきりしない状況があるということで、クラウド化という問題についても当然検討の中に入れておりましたけれども、今回はそういう手法ではなくてやらせていただいております。当然クラウドという問題、もう少し全体がこう進歩していくのではないかとということと、もしかすると我々の勉強度合いが少し足りないという場合もあるかと思っています。両面あわせてひとつ大きな研究課題として問題意識を持ちながらクラウド化の問題というものを考えていきたいと思っています。

○議長（鎌田 正） 次に、4番の項目について質問を許します。

○13番（金谷道男）【登壇】 最後に、人口減少対策についてお尋ねをいたします。

平成20年12月に国立社会保障人口問題研究所が全国の市町村別将来推計人口を発表しております。これによりますと、大仙市の将来人口は、2010年、平成22年ですのでもう既に過ぎていきますけれども8万7,323人、2015年、平成27年ですが8万6,087人、今から14年後の2025年、7万7,372人、19年後の2030年は7万3,105人、24年後の2035年は5万7,798人と推計されておりました。ここまでの推計でした。これは統計学上の推計ですので、実際はどうかは私わからないんだと思います。事実、2010年の国調によりますと大仙市の人口は8万8,299人ですので、推計よりは少なくなっていないですね。

しかし、やっぱり人口が減少し、高齢化が進み、生産人口が減るとの推計には変わりありません。こうしたことは既に周知の事実でありますので、いまさらというような感

がありますけれども、この人口減少問題は課題が大きく、即効性のある有効な手立てがすぐあるわけでもありません。でも、去る6月の私ども行いました議会の市政懇談会の際にも多くの市民の方からこの課題に対する質問、あるいは意見・要望等が出されました。大変難しいことではありますけれども、将来世代への責任として、今を生きている我々がやらなければならないことなんだと思います。やるべきことはいろいろあると思いますが、今回は2つの点についてお尋ねをいたします。

1つには、定住人口の増加対策です。

今、住んでいる人からは住み続けてもらい、そして、外からの転入者を入れるという政策がなければ定住人口対策はできないと思います。そのためには、地域に魅力が必要です。まずは住んでもらえるだけの生産力がなければいけないと思います。それは、雇用の場の確保であり、そのためには企業の誘致や新規産業の創出、あるいは地場産業の育成、特に基幹産業の農業の強化だと思っています。そして次には生活環境だと思っています。子育てのしやすい教育環境や子育ての支援、あるいは高齢者が安心して住める福祉制度、あるいは福祉・医療などの施設の整備もしなければならぬでしょう。大仙市ではこうしたことを、これまでも実施計画等で計画的に進めてきております。こうした各種の施策をやってきましたが、やはり施策には必ず評価というものも必要かと思っています。私はこういった施策の結果、大仙市へ転入者の状況、どのようになっているのか。また、特に私、前にも一度質問しましたが、農業への他産業からの参入、あるいは他地区からの参入といったことが考えられると思うんですが、そういった動きが大仙市としてどうなっているのか、もし把握してあり、そういったデータがありましたらお知らせをいただきたいと思っています。

そしてまた、こうした施策には、役に立つと思われる耕作放棄地の問題ですけれども、耕作放棄地や空き家対策の調査、先程私お聞きしましたが、そういった調査の結果、どうなっているのか、そしてまた、考えようによっては耕作放棄地とか空き家というのは大仙市の実は大変な資源だとも思います。そこで、耕作放棄地の状況の結果がどうなっているのかお知らせをいただきたいということと、耕作放棄地を活用した定住誘導策なんか考えておられるのか、その点もお知らせいただきたいと思っています。

それから、先程、空き家調査については実は質問しましたので、実態はわかりました。市長先程ちょっと答弁いただいたようですけれども、その答弁の延長といえますか、そういった観点から、このもう一步踏み込んだその活用について、条例は先程市長も答弁

の中でお聞きしましたので、その点はいいんですけれども、その活用の部分についてどういったふうに考えておられるかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それからもう一つ、これも大変重要な問題だと思うんですが、人口減少社会に対応した公共施設、いわゆる社会資本の整備・更新の問題が、これ必ずあるんだと思います。市では、教育施設や文化施設、福祉施設、観光施設などの建築物や工作物、そして道路、上下水道、公園などたくさんの公共施設を抱えています。これらの公共施設の維持管理問題についてであります。この点につきましては3月議会、あるいは6月議会でも一部質問出ておりましたが、改めて私からも質問させていただきたいと思います。

先程言いましたように、人口減少が進むということははっきりしています。しかも、広大な市域の中で、どっかの地域が減ることではなくて、全体からの減少だと思います。そうしたときに、この公共施設の維持管理更新問題は、考えてみますと市として市全体をどのような集落、あるいはどのような地域単位でまちづくりをしていくのかということに実は尽きることなだと思いますけれども、いずれそういった視点も踏まえて、今ある多くの公共施設等の更新・維持管理の問題を考えていかなければいけないと思いますので、その点、財政の問題もあると思います。そういったことも含めて、この後この問題をどういうふうに対処していこうとしているのか、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鎌田 正） 4番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の人口減少対策についてお答え申し上げます。

はじめに、これまで本市では、人口減少・少子高齢化が確実に進んでいく中で、大仙市が持つ特性を活かし、生活や文化の根源である農業を大切にしながら、既存産業の充実と新たな産業・雇用の創出に努めるとともに、市内外との積極的な交流と連携を促進し、将来にわたる人口の定着化を目指した各分野における定住対策にかかわる施策を展開しております。

本市の農業における転入者につきましては、平成20年度から23年度の4年間で、市出身以外の方で市内の親類に就農した方が1名おります。また、首都圏からのUターン者や市外で会社勤めをしていた方で市内に就農した方が21名となっており、そのうち家族の農業経営に携わったり自ら新規作物に取り組まれている方が19名で、他の2名の方は新しく農業に取り組んでおります。

新規就農者に対する相談や支援については県と市が行っているほか、秋田県農業公社では新規就農相談員を設置して、受け入れ相談を行っております。農業公社では、平成23年度に県全体で約120件の相談を受け付けておりますが、大仙市に関係する事例はなかったと伺っております。

次に、耕作放棄地の調査結果につきましては、平成21年10月から県の緊急雇用対策臨時対策基金を活用して、本年3月までの2年半をかけ、市内の遊休農地としての調査を行っております。

調査の概要ですが、調査対象地は市内の自己保全管理水田のうち、今後比較的に利用されやすいと思われる3a以上の水田1,712㎡を対象としており、自己保全管理水田の93%について調査を実施しております。調査結果であります、遊休農地は907㎡で、調査対象水田の53%を占めております。地域別では、西仙北地域、協和地域、大曲地域の順に多く、大曲地域及び市西部地区で8割以上を占めております。1区画当たりの面積は75%が20a以下、小区画の水田に多く発生しております。区画の形状は、72%が湾曲や多角形などの不整形で、73%の水田が湿潤状態で汎用的に利用するには向かない状態となっております。

また、管理が良好な圃場は23%にすぎず、残りはアシなどの雑草が繁茂しているほか、一部圃場ではヤナギなどの木本類が侵入しており、60%は復元がかなり難しい状況にあります。

遊休農地を活用した定住対策施策につきましては、農地の再生活用のみで生活可能な農業所得を確保することは難しい状況にあることから、一般の農地を組み合わせ安定した農業経営が可能になるよう、農業委員会と情報を共有し、農地利用集積円滑化団体のJAと歩調を合わせて、適切な技術指導と経営指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、空き家の活用策についてですが、先ほど申し上げましたように、市では昨年12月に空き家等の管理に関する条例を制定しております。

一方で、有効活用が可能な空き家につきましては、今年5月に大仙市空き家バンク制度要綱を制定し、空き家を提供したい人と利用したい人を募集して、双方の情報登録を進めているところであります。

空き家バンクに登録した情報を双方に提供することにより、利用価値のある空き家を売却や賃貸借などの再利用へ向けた一つの手段として活用させていただき、結果的に空

き家を減らしていこうとするものであります。

現在までの市のホームページや広報により制度の周知を図っているところですが、制度発足後間もないことなどから利用者が少ないため、今後の取り組みとしては制度のさらなるPRに加え、空き家の所有者及び利用者がスムーズに登録手続きができるよう市としての支援、相談等のニーズに応えるための現地調査等による情報提供サービスの充実を図るほか、安心して契約交渉ができる制度の構築について関係団体と協議を進めるなど、空き家バンクの積極的な活用に努めてまいりたいと思います。

次に、人口減少時代に対応した公共施設の維持管理更新についてであります。まず平成19年度に合併以前から旧市町村が整備してまいりました公共施設の実態調査の結果を踏まえ、平成20年6月に策定した公共施設見直し計画は、平成24年度末で実施期間が終了となりますので、今後その実績について報告させていただきたいと考えております。

また現在、施設管理シートに記載されている内容をもとに、コスト情報も備えた統一した施設管理台帳の作成を進めているところであります。台帳整備につきましては公共施設見直し計画の実績結果も考慮しながら、25年度中を目途に進めたいと考えております。

今後の予定としては、まずは横断的な職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、平成25年度に計画の策定が予定される橋梁の長寿命化計画などを含めた公共施設全般にわたる現状把握を行います。その後、大仙市総合計画をはじめ各行政分野にかかわる個別計画の整合性を図りながら、各地域の同類施設など不要施設の調査を行い、公共施設の運用方策等を検討してまいりたいと考えております。

最後に、これらの調査検討結果について、地域協議会をはじめ市民の皆様のご意見を伺い、さらには議会でご協議をいただきながら、中長期的視野に立った公共施設更新計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、13番。

○13番（金谷道男）【登壇】 今、耕作放棄地のお答えいただきましたが、今のお答え聞きますと、かなりやっぱり活用、私思っている以上に耕作放棄地をいわゆる定住に利用するということについては、非常に難しいのかなというような、率直に言ってそういう感じをしています。

でも、だからといってそれを捨てておくわけには私はいかないと思いますので、やっ

ぱりこういった状況であればあるほど何か逆手を取ってやれる方法も考えられるものじゃないかなというように思います。たぶんこれは市全域で考えるというよりも、それぞれの支所単位でやはりそういったものの活用というものは、やっぱりカラーを出してやっていくことがこの後必要なものではないのかなと、そんなふうにも思いますので、是非それぞれの支所でもアイデアを出すような形で、せっかくの、私何回も言いますが空き家も耕作放棄地もそういう宝だと思いますので、宝を活用するという意味でやっぱりやっていけばいいのではないかなと思います。

あとは空家バンクについては、考えてこう進めていただいているようですので、それも是非お願いをしたいなと思います。

その点はいいですけれども、公共施設の再配といいますか、そういった観点からのちょっとお話ですけれども、私先程も言いましたように、やっぱり公共施設は、これまで市町村合併の前はやっぱりそれぞれの地域が、どちらかというと全てのものをフル装備するというような形で進めてきたという事実があると思います。ここへ来て、やはり合併したのは、一つにはそういった公共施設の再配を含めて、やはりみんなフル装備するのではなくて、やっぱりそれぞれの地区で整備してきて使えるものは、お互いに使えるものはなるべくお互いに使って、何もその全ての地区へフル装備という考え方はないのではないのかなと、たぶんそんなことは考えていないと思いますけれども、やはりややもすると私、大変これ言うと市長面白くないかもしれませんが、合併後やっぱりちょっとそのフル装備の発想もちょっとあったのじゃないかなと、私今そんなことをちょっと感じておりますので今申し上げたんですが、大事なのは、日中の生活圏をどのぐらいのところにシフトして、そして公共施設を考えるかということだと思います。私はまず基本は、小学校区単位ぐらいじゃないのかなと。できれば小学校というのは、子供たちが歩いて通える範囲にやっぱりあるべきものなんだと思います。そこでは日常生活に必要な公共施設が、ある意味では整って、そしてもうそんな単位ではない、もう全体のやつはどっかにあるものを利用すればいいというような考え方で、この先もたぶん人口減少していくということは私先程も言いましたように、全体から減るわけではなくて、それこそどっかがなくなるより全体から少なくなっていくといったときに、その集落維持というのは非常に重要な問題になってくると思いますので、この後、この公共施設の更新については、利用されないからなくすとか、あるいはどっかに1カ所に全部集約するという考え方もあると思います。それで機能するものはあると思いますけれども、

その集める場所も1カ所ということではなくて、やっぱり同じ施設を2つも3つも市内に持たないというようなその考え方も私は必要なものではないかなと、そんなふうに思っています。

これもまた言うとならぬと言われそうですけれども、前も一度言いましたが、神奈川県秦野市は非常にその公共施設のチェックについてはこまめにやって、白書を出してやっておりました。同じ例えば建物の場合ですけれども、同じ公共施設でも、使われている部屋、使われていない部屋、あるいはどういう目的で使われているかというのをかなりきめ細かい調査をして、それを複合の施設にすれば2つもいらないというようなことを住民の方々と非常に熱心に、非常にきめ細かくやりながら、今もやっているようであります。非常にインターネットでも公開されているようすし、そういう意味では頑張って、何でそれをやっているかということは、結局そこで余った人、もの、金を、やっぱり市民サービスを下げないために、どうしてもその財源を確保しなければいけないというような視点でやっておりましたので、そういったことも参考にしながら、今、是非私は本腰を入れて、ここでその公共施設のことについては検討していただきたいなと思います。旧町村でそれぞれ整備してきた立派な施設もたくさんありますので、そういったものをやっぱり大事ぬしながら、そしてお互いに使えるものを使い合うというようなことでいけば、いい結果が生まれるんじゃないかなというふうに考えておりますので、そこら辺を含めて市長どういうふうにお考えなのか最後にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 神奈川県秦野市の事例については、私も大いに参考になるものと思って、いろいろ調べさせていただいております。

いずれにしても、今、25年度中に進めたいということで、きちっとした管理台帳みたいなものを、これをもう一度まとめ直そうということでやっております。これらの中には、そのいわゆる耐震の問題も含めて入れておかなきゃならない問題もありますし、あるいは議員ご指摘のように、いろんな施設、例えばその、旧町村を越えて利活用できるかとか、こういう問題についても視点を入れておかなきゃならないので、それこそ旧合併前にそれぞれの市町村が頑張って作った施設、ともすれば相当経っていたり、利用の低いもの、あるいは代替できるもの、そういうものもあると思いますので、合併後、時間もある程度経ってきておりますので、きっちりしたやっぱりこの管理台帳を作

りながら今後の計画が立てられるような、そういう作業をしていかなきゃならないと思っています。これらについては議会の皆さんとも十分協議をさせていただきながら進めていきたいなと思っていますので、よろしくご指導をお願い申し上げます。

○議長（鎌田 正） 再々質問、はい、13番。

○13番（金谷道男）【登壇】 公共施設については、私ども議会でも、しっかりとやっぱり検討して、お互いに意見を出し合いながらやらなければいけない問題だと思います。今の市長の答弁の中にもありましたが、非常にこの先、地方交付税の算定替えが迫っておりますので、そうした中での人口減少の中での算定替えですので、やっぱり後続く人たちに、あまり重い荷物を背負わせないような考え方をしていかなければならないのではないかと思います。

以上申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） これにて13番金谷道男君の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でございました。

午後 2時49分 散 会